

令和2年度

# 相談支援包括化 推進員研修

令和3年

2021年

1月14日(木)

10:00~11:30



地域共生応援大使  
ふっころ

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

# 日 程 表

時 間	内 容
10:00	開 会
10:05	◆基調説明 『改正社会福祉法』を読み解く 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 課長補佐 國信 綾希 氏
10:45	◆実践報告 ▪相談支援包括化推進員の取り組みの現状について 【実践報告者】 ○伊那市社会福祉協議会 伊藤 直哉 氏 ○長野県社会福祉協議会 佐藤 尚治
11:15	▪意見交換及び質疑応答
11:30	閉 会

# 基調説明

---

## 『改正社会福祉法』を読み解く

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 課長補佐 國信 綾希 氏

# 改正社会福祉法を読み解く (令和2年度相談支援包括化推進員研修)

## 1. 地域共生社会の実現に向けた これまでの検討の経緯

# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環

～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

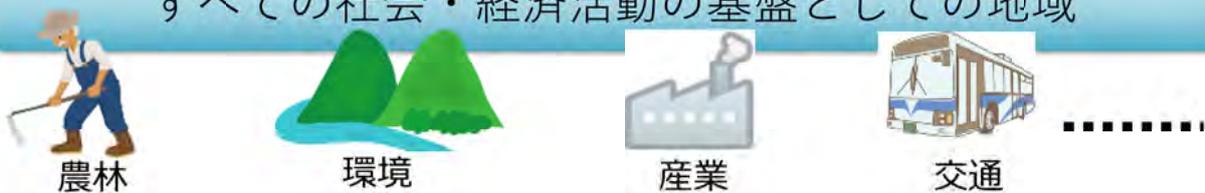
- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

## 地域における人と資源の循環

～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域

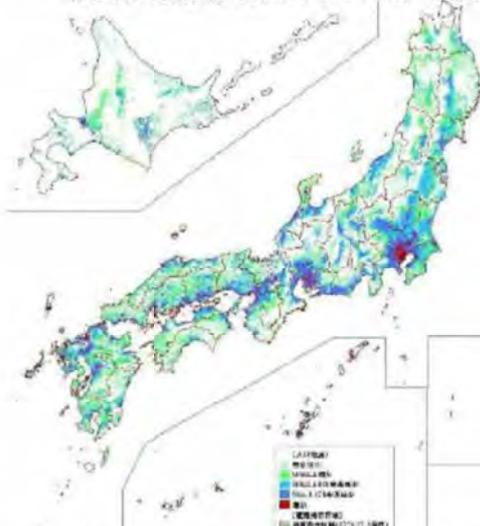


## 高齢化・人口減少の状況①

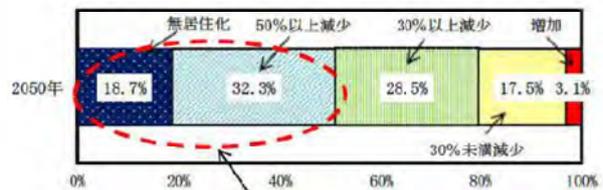
(第1回検討会資料より)

- 2050年には、全国の約半数の地域で人口が50%以上減少。
- 沖縄県等一部地域を除き、人口の増加がみられる地域は都市部に限られる。
- 人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高くなる傾向があり、特に2015年時点の人口が1万人未満の市区町村に居住する人口は、およそ半分に減少する可能性。

将来の人口増減状況（1kmメッシュベース、全国図）

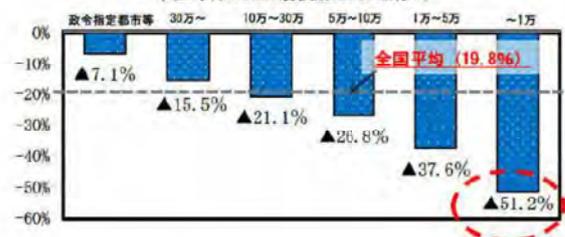


人口増減割合別の地点数（1kmメッシュベース）



全国の約半数の地域（有人メッシュの51%）で人口が半減

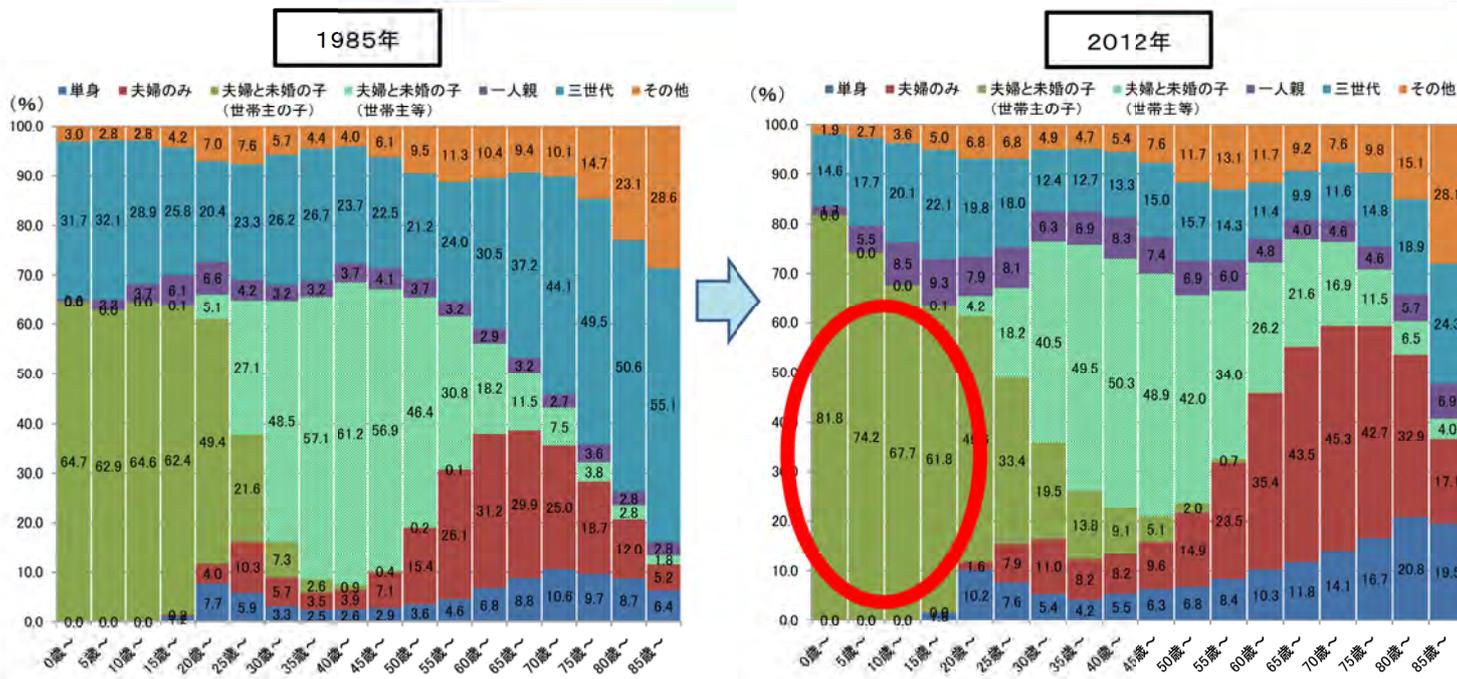
市区町村の人口規模別の人口減少率



(備考) 1. 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」等より、国土交通省国土政策局作成。  
2. 左図については、平成27年国勢調査時点（平成27年10月1日現在）における避難指示区域を黒塗り（斜線）で示している。

## 年齢階級別・世帯構造別の世帯員構成割合

- 年齢階級別・世帯構造別の世帯員構成割合をみると、全体的な傾向として、「三世帯世帯」に属する者の割合が減少している一方、「単身世帯」や「夫婦のみ世帯」、「ひとり親世帯」に属する者の割合が増加している。
- 特に、60歳以上で、「三世帯世帯」に属する者の割合が大きく減少し、「単身世帯」や「夫婦のみ世帯」に属する者の割合が顕著に増加している。
- また、25～49歳で両親と同居する未婚者の割合が顕著に増加している。



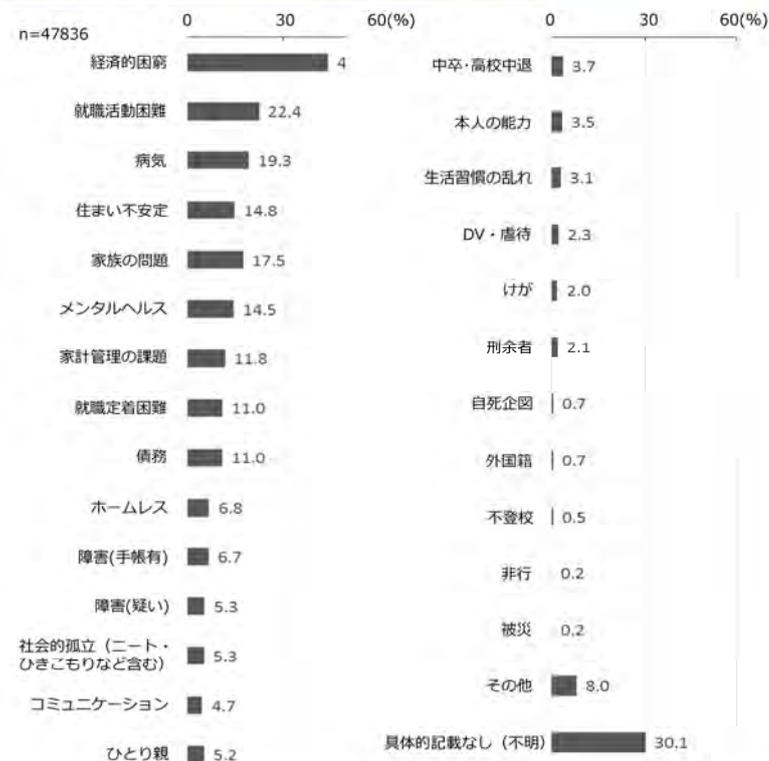
4

## 各制度等における複合的課題等について① (生活困窮者自立支援制度)

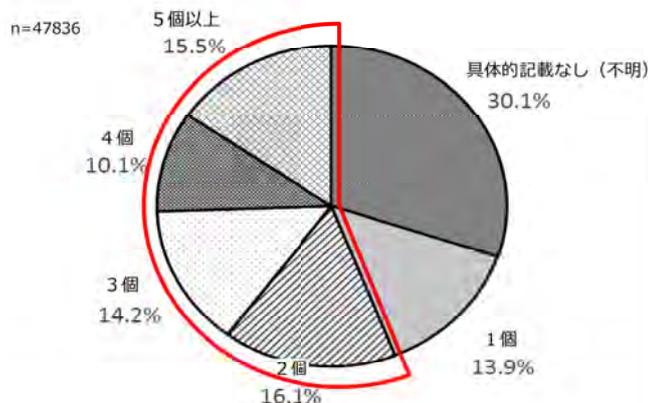
令和元年6月13日  
第3回 地域共生社会推進検討会  
資料

- 相談に訪れる人の抱える課題は経済的困窮をはじめ、就職活動困難、病気、住まい不安定、家族の問題など多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

### 1. 新規相談者の特性(抱える課題)



### 2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

5

# 「縦割り」と「一方向」の支援

## ●「タテワリ」と「一方向」

- 個人ごとに異なる**複雑化したニーズには答えにくい**
- **制度の狭間**の問題
- 「支え手」「受け手」とに分かれ、**本人の持つ力を引き出すという発想になりにくい**

6

## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)  
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ  
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出  
「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布  
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 **改正社会福祉法の施行**
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 **改正社会福祉法の可決・成立**  
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

7

# 改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

### 1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(\*)

(\*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

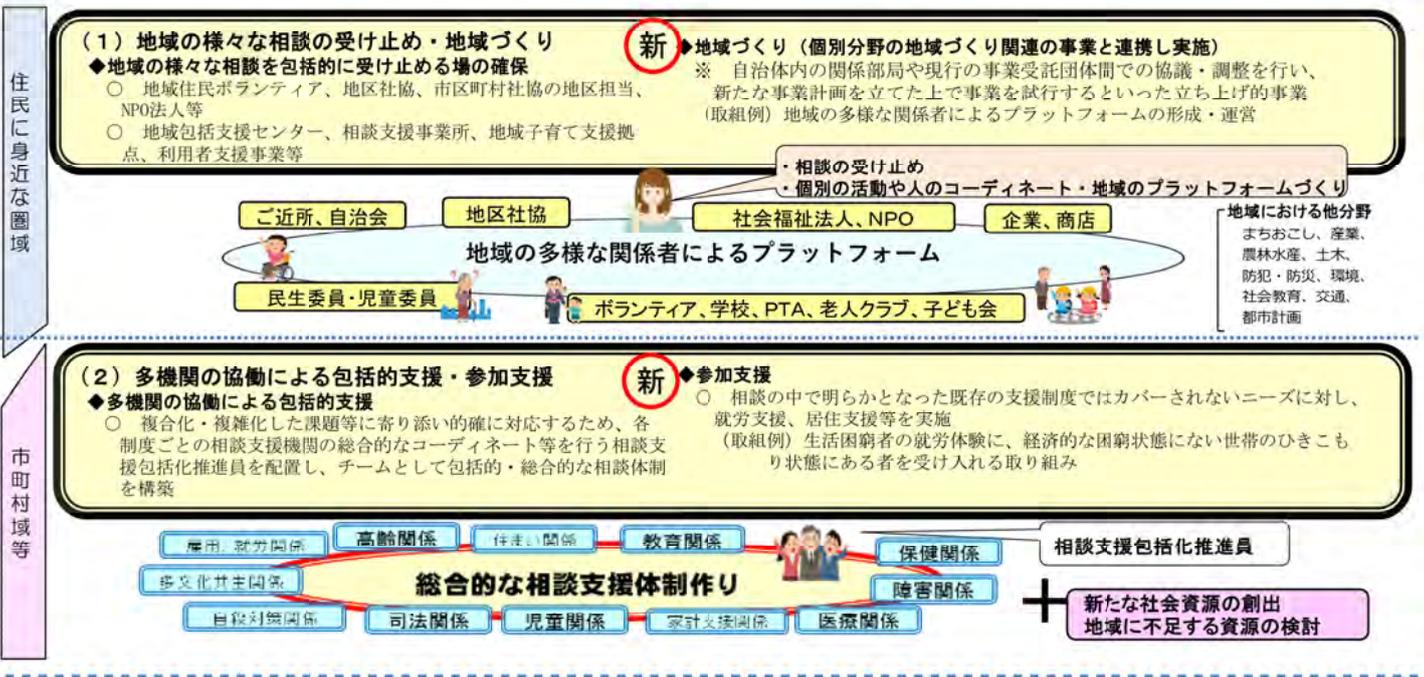
※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

令和2年度予算：39億円  
(令和元年度予算額：28億円)

実施主体：市町村(200-250か所)  
補助率：3/4

相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの機能を一体的に実施



# 令和2年度 地域共生モデル事業実施自治体

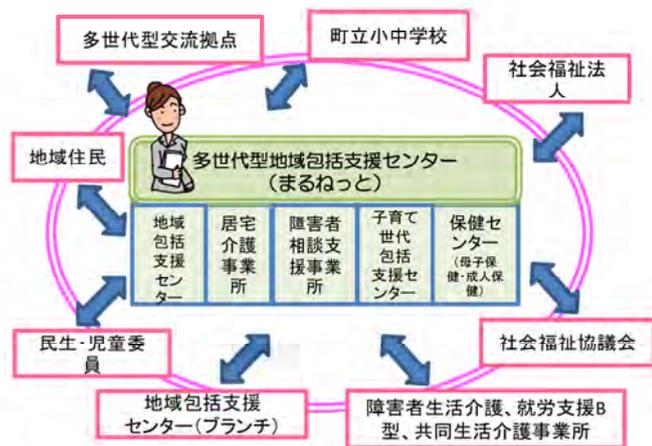
279自治体が実施予定【市区町村252自治体（新規66）、都県27自治体（新規9）】

都道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年数	都道府県名	市区町村名	実施年数					
北海道	小樽市	新規	栃木県	栃木市	5	新潟県	新潟市	3	三重県	三重市	新規	和歌山県	和歌山市	3					
	釧路市	5		那須烏山市	3		新潟市	2		伊勢市	4		湯浅町	新規	長崎県	佐賀市	5		
	京極町	3		さくら市	新規		村上市	2		桑名市	4		和歌山市	2		佐々町	3		
	妹背牛町	2		那須烏山市	3		関内市	3		名張市	5		鳥取県	鳥取市		3	長崎市	5	
	鷹栖町	3		市貝町	5		関川村	2		龍山市	3		米子市	2		熊本県	熊本県	新規	
	津別町	3		野木町	2		新井市	4		鳥羽市	3		宮古市	新規			山鹿市	新規	
	広尾町	4		高根沢町	3		富山県	富山県		新規	いなべ市		4	八頭町			2	菊池市	新規
	音威子府村	4		那珂川町	3		氷見市	5		伊賀市	5		御浜町	新規			合志市	2	
	札幌市	4		埼玉県	埼玉県		新規	富山県		3	北浜町		4	琴浦町			5	大津町	3
	青森県	青森市		4	埼玉県		埼玉県	新規		石川県	石川県		新規	北栄町			3	菊池町	2
平内町	新規	茨城県	茨城県	新規	能美市	4	滋賀県	滋賀県	新規	出雲市	新規	御船町	新規						
今別町	2	鹿嶋市	4	草加市	3	野々市市	新規	彦根市	4	大田市	3	熊本県	熊本県	新規					
蓬田村	2	大崎町	新規	和光市	2	金沢市	3	長浜市	3	近江八幡市	2	大分県	大分県	3					
外ヶ浜町	2	田舎館村	新規	日高市	2	福井県	福井県	新規	草津市	2	松江市	4	中津市	2					
鯉ヶ沢町	3	飯沼町	新規	ふじみ野市	3	福井県	福井県	新規	守山市	新規	美作市	3	津久見市	新規					
西目屋村	新規	板柳町	新規	川島町	2	福井県	福井県	新規	甲賀市	3	西栗原村	新規	竹田市	2					
藤崎町	新規	遠野市	4	鳩山町	4	山梨県	山梨県	新規	甲賀市	3	岡山市	3	竹原市	4					
大崎町	新規	矢巾町	5	さいたま市	新規	長野県	長野県	新規	高島市	2	意敷市	4	九重町	新規					
岩泉町	4	岩手県	岩手県	新規	木更津市	2	長野県	長野県	新規	東近江市	4	広島県	広島県	新規	都城市	3			
盛岡市	5	盛岡市	5	千葉市	4	長野県	長野県	新規	米原市	2	尾道市	新規	延岡市	新規					
千巻市	2	千巻市	2	松戸市	3	長野県	長野県	新規	米原市	2	大竹市	2	小林市	3					
宮城県	東松島市	2	宮城県	宮城県	新規	八千代市	2	長野県	長野県	新規	東広島市	新規	日向市	3					
通谷町	2	仙台市	4	鶴川市	5	原村	4	長岡京市	3	京田辺市	3	広島市	3	三股町	2				
仙台市	4	湯沢市	5	大湯村	5	朝日村	4	京田辺市	3	精華町	4	呉市	5	都農町	新規				
秋田県	鹿角市	新規	山形県	山形県	新規	豊島区	2	精華町	4	京都府	京都府	新規	山口県	山口県	3	門川町	4		
川村町	3	山形市	5	山形県	山形県	新規	仙台市	4	京都府	京都府	新規	宇部市	4	高千穂町	3				
大湯村	5	山形市	3	秋田県	秋田県	新規	千巻市	2	池田市	4	池田市	4	長門市	2	高千穂町	3			
山形県	天童市	3	山形市	5	山形県	山形県	新規	千巻市	2	高石市	4	高石市	4	徳島県	徳島県	新規			
天童市	3	山形市	5	山形県	山形県	新規	千巻市	2	大坂狭山市	2	徳島県	徳島県	新規	徳島市	2				
福島県	須賀川市	2	山形市	5	山形県	山形県	新規	千巻市	2	阪南市	4	小松島市	新規	西条市	3				
郡山市	4	山形市	3	山形県	山形県	新規	千巻市	2	熊取町	新規	宇多津町	4	中種子町	3					
土浦市	3	山形市	3	山形県	山形県	新規	千巻市	2	太子町	2	琴平町	4	瀬戸内町	3					
吉河市	2	山形市	3	山形県	山形県	新規	千巻市	2	高松市	4	高松市	3	宇津町	2					
茨城県	ひたちなか市	4	山形市	3	山形県	山形県	新規	千巻市	2	豊中市	5	愛媛県	愛媛県	3	和泊町	2			
那珂市	2	山形市	3	山形県	山形県	新規	千巻市	2	高槻市	2	宇和島市	4	沖縄県	沖縄県	新規				
東海村	5	山形市	3	山形県	山形県	新規	千巻市	2	高槻市	2	伊予市	3	竹富町	新規					
群馬県	群馬県	2	山形市	3	山形県	山形県	新規	千巻市	2	高槻市	2	伊予市	3	竹富町	新規				
館林市	新規	山形市	3	山形県	山形県	新規	千巻市	2	高槻市	2	伊予市	3	竹富町	新規					
渋川市	新規	山形市	3	山形県	山形県	新規	千巻市	2	高槻市	2	伊予市	3	竹富町	新規					
みなかみ町	新規	山形市	3	山形県	山形県	新規	千巻市	2	高槻市	2	伊予市	3	竹富町	新規					
玉村町	3	山形市	3	山形県	山形県	新規	千巻市	2	高槻市	2	伊予市	3	竹富町	新規					
千代田町	新規	山形市	3	山形県	山形県	新規	千巻市	2	高槻市	2	伊予市	3	竹富町	新規					

※ は、都県

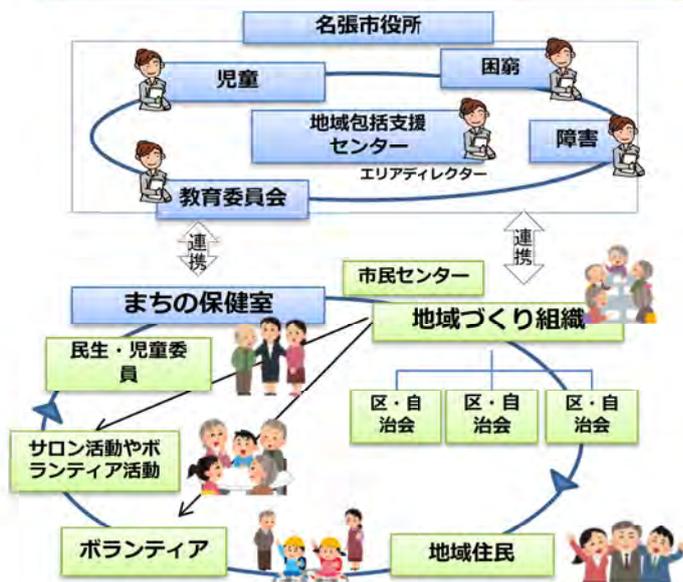
## 秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター（介護）をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター（「まるねっと」）を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



## 三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。  
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



## モデル事業の効果 -1

- 各市町村から様々な**モデル事業の効果**が挙げられている
- 各分野が連携して取り組む重層的支援体制整備事業を実施する際も、同様の効果が期待できるものと考えられる。

### ➤ **職員の意識変化が生じた・意識が高まった**

- ・相談がないケースに対してアウトリーチや自立相談支援の周知等支援者側からの働きかけが必要との認識
- ・「対応する制度がないから対応しない」ではなく、まずは受け止め・関わりをつくること重要という姿勢に変わった
- ・世帯全体の課題を捉えようとする視点に変わった
- ・町全体の課題として考え、課題解決に向き合うようになった
- ・多機関で検討しようという意識に変わった
- ・多職種で解決することを考えるようになった
- ・各課の事業が見える化され、後方支援を行う意識ができた
- ・縦割り意識が少なくなった

### ➤ **相談件数・支援件数の増加**

- ・窓口を設置することにより、相談があがってくるようになった

### ➤ **世帯として課題を抱えているケースの顕在化**

- ・分野ごとの業務紹介・事例検討の実施により複合的な課題を抱える世帯の存在・実態がわかるようになった

### ➤ **連携会議が設置・開催された**

- ・複合的な課題を有するケースに対する支援会議が開催されるようになった
- ・定期的な情報交換会を開催
- ・地域共生ケース会議を設置し、ケースのまとめ役を置く形とした

12

## モデル事業の効果 -2

### ➤ **分野（部署、専門性）を超えた連携ができるようになった**

- ・教育と福祉の連携により課題を共有できた
- ・エリアディレクター会議を中心に、教育委員会と福祉部の情報共有が進んだ
- ・（分野を超えた）担当者同士のつながりができた
- ・社協が中心となることで縦割りの弊害がなく、途切れない支援体制が構築できた
- ・既存の相談機関が把握していた複合問題ケースについてのつながりが増えた
- ・相談支援機関からの相談・照会が増えた
- ・個別ケース会議の開催・参加への協力が得られやすくなった
- ・在宅福祉系連携会議により連携が活性化し、情報共有が進んだ
- ・関係機関の役割分担が明らかになった
- ・研修（会）の開催につながった
- ・支援困難事例を適切な支援につなげることができた
- ・課題解決の方向性が確認できた、SVの助言により支援が円滑に進んだ
- ・企業・団体等とともに職業体験ができる場「こえる場！」の開拓をはじめた

### ➤ **副次的な効果**

- ・職場の雰囲気よくなった
- ・他分野の政策（公共交通、住宅等）に福祉部門の意見が求められるようになった
- ・地域の互助組織ができた／交流が増えた
  - \* 地域の住民同士の互助組織「おすそわけ隊」が発足した
  - \* 防災となり組や集落活動センター・あったかふれあいセンター等の地域の拠点施設やその職員との交流が増えた

### ※ **モデル事業の効果とともに、課題として挙げられてもの**

- ・会議が増加した
- ・対応が進むまで、担当課が抱える案件が増えてしまう
- ・解決に至らず、見守り継続等の対応となる案件が増えてしまう／どこまで関わるべきかがわからない

13

# モデル事業の効果 -3

## ●モデル事業の実施によって対応できるようになったケースとして挙げられた具体例（一例）

- ・手帳を有していない精神障がい者などがある世帯で家族の支援が得られないケース
- ・8050問題
- ・ひきこもり状態にある方・社会的孤立のケース
- ・相談がないケースに対してアウトリーチや自立相談支援の周知等支援者側からの働きかけができた
- ・本人の同意がなかなかとれないケース、SOSの発信がないケース
- ・認知症初期の方々
- ・認知症本人ミーティングを立ち上げ、本人の声を聞ける場をつくったことで柔軟性が増した
- ・離婚、DV等含む家庭内不和に関する相談
- ・ごみ屋敷の相談
- ・アルコール問題を有しているケース
- ・親亡き後の障害者ケース

14

## 相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

<p><b>A町</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。</li> <li>・正職員のうち、保健センターや地域支援事業(介護予防事業)を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。</li> </ul> <p>⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。</p>
<p><b>B市</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター(委託型)を高年齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。</li> <li>・共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、2ヶ月間タイムスタディ調査を実施。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計(多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金)から支出。</li> </ul> <p>⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているため実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。</p>
<p><b>C市</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。</li> </ul> <p>⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</p>

15

## 対人支援において今後求められるアプローチ

### 支援の“両輪”と考えられるアプローチ



#### 具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

#### つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

16

## 伴走型支援と地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築

### 伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援  
(※)自律...個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



### 地域住民の気にかける関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかける関係性が生じ広がっている事例が見られる。

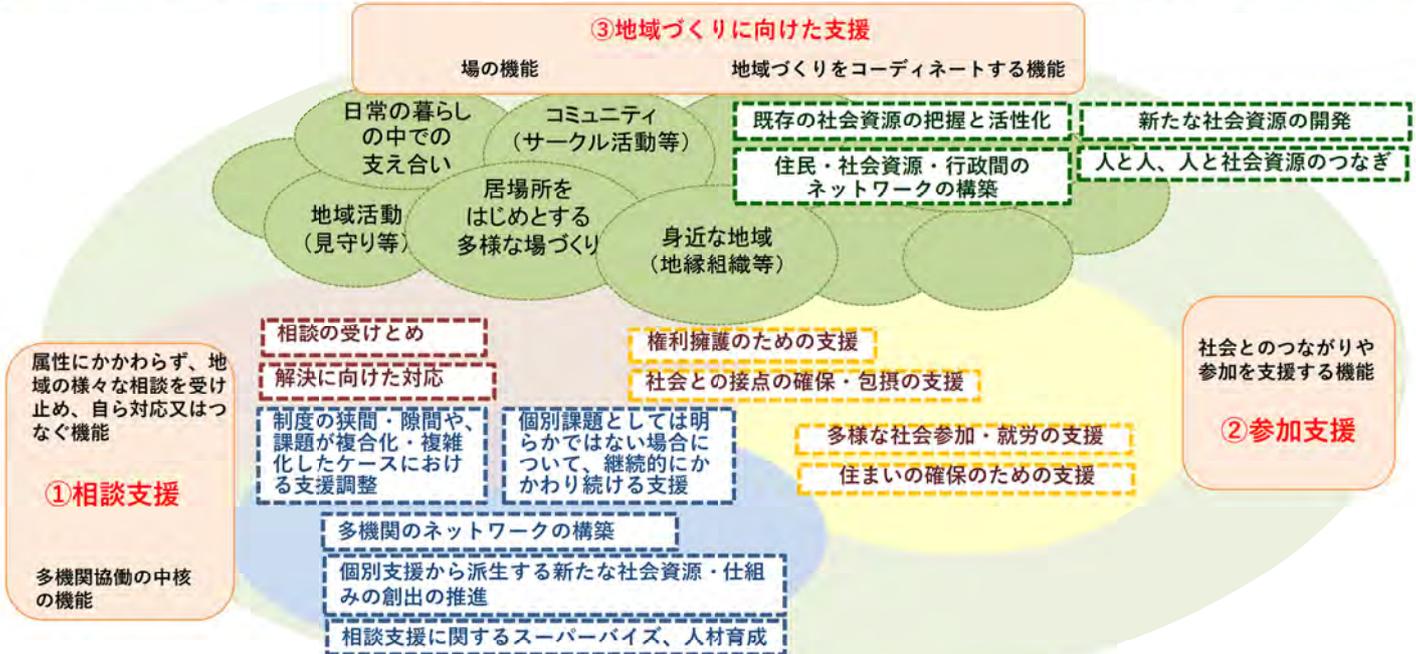
### セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
  - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
  - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

17

# 複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

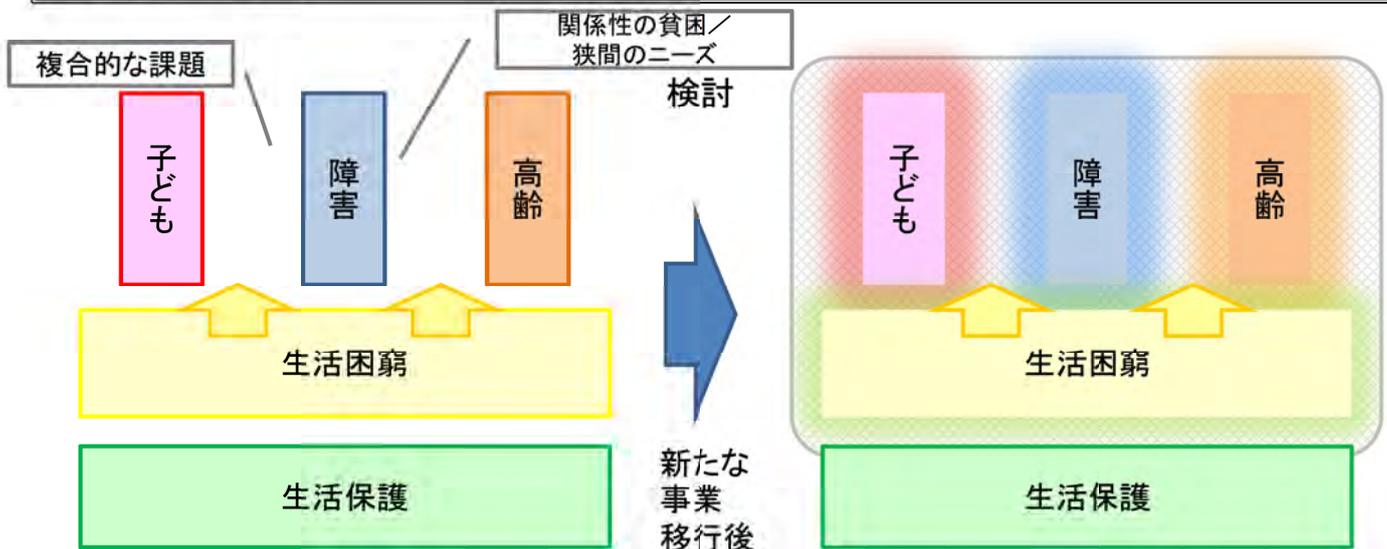
- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
  - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
  - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
  - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



18

## 重層的支援体制整備事業の各分野の支援に対する意義

- 市町村全体の支援関係機関で「断らない包括的な伴走体制」を構築できるようにする。  
※新しい「窓口」をつくるものではない
  - すべての住民を対象に
  - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
  - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」の機能を強化
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、複合化・複雑化した課題を抱える方に寄り添うためには、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携に基づく市町村全体の伴走支援体制を構築する必要がある。
- また支援関係機関全体で包括的な支援に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。

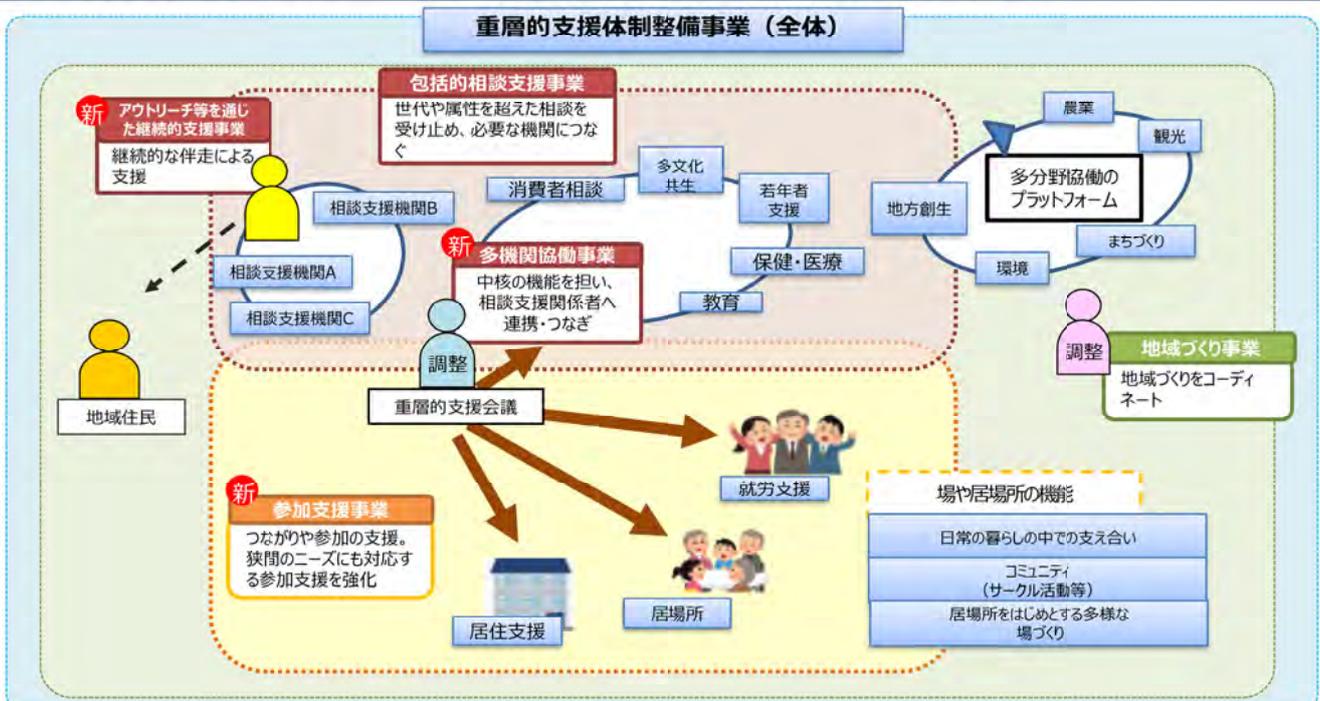


19

## 2. 重層的支援体制整備事業について

### 重層的支援体制整備事業について(令和3年4月1日施行)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



○重層的支援体制整備事業の内容

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号に規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。市町村の中でこれらを一体的に実施。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

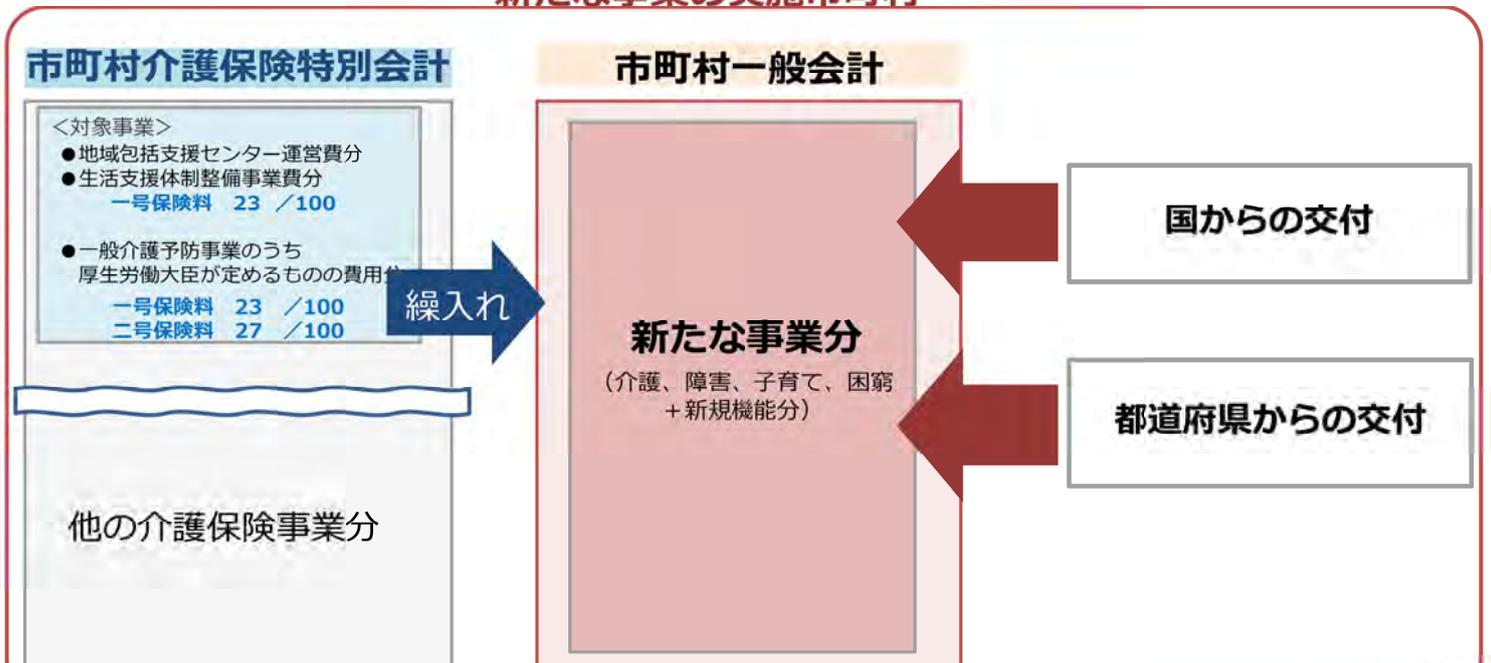
（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業の財政支援について

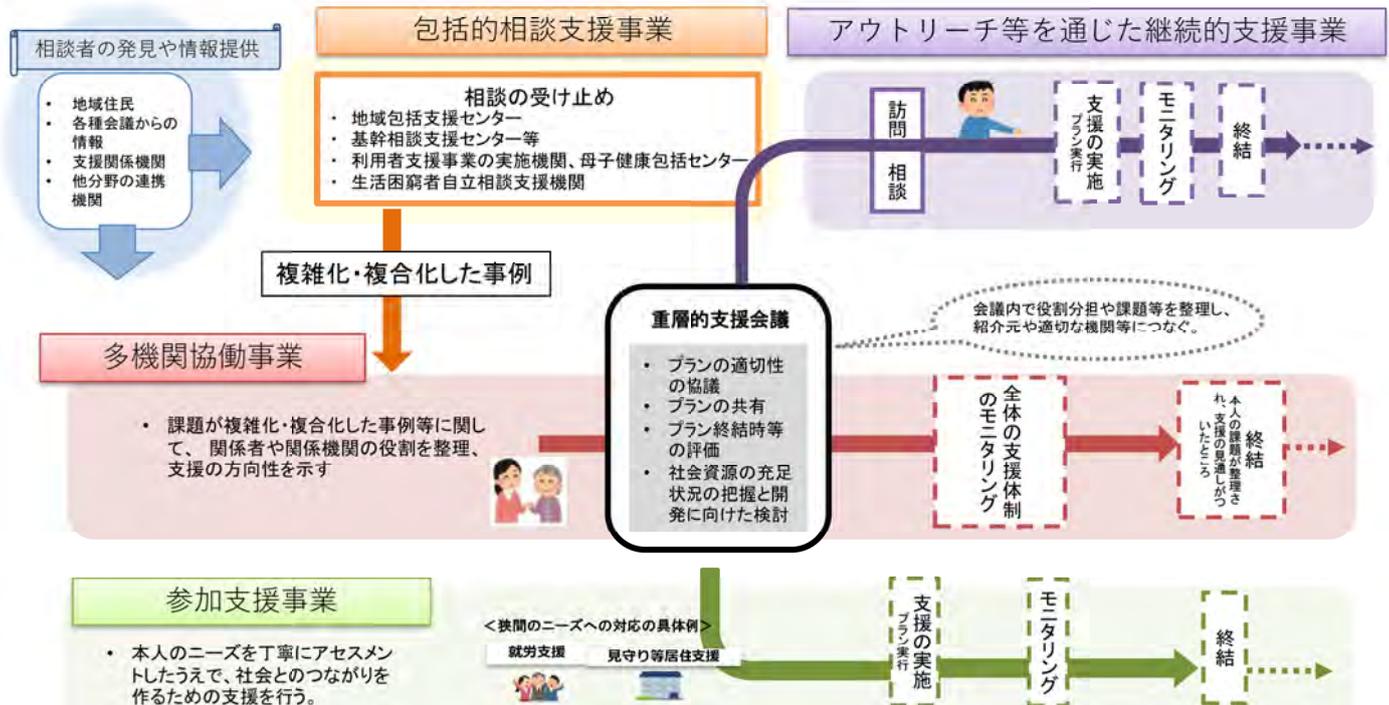
- 重層的支援体制整備事業に要する費用を各制度間で機械的・合理的に按分し、按分額に各制度のルールを適用し交付。
- 交付されたのちの市町村における分野間の配分は問わない。
- 高齢者と生活困窮者支援の費用相当への財政支援については義務的経費を維持（困窮者支援は負担金）。
- 高齢者支援の費用相当には介護保険料も活用対象。事業の介護保険料部分については、市町村の介護保険特別会計から一般会計に繰り入れる。

新たな事業の実施市町村



## 重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。  
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

24

## 重層的支援体制整備事業の実施にむけた体制構築の基本的な考え方

### ◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。
- 社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全てを実施する。
  - ・ **各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用**される。
- **各事業は委託による実施も可能。**
  - ・ 同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせる体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

25

◆ 体制構築の進め方：各自治体の実情に応じて構築する

- 各市町村において、どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- 事業実施にあたっては、**庁内の関係部局とこれまで以上に連携するとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること**等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図ることが求められる。
- そのため、体制構築に関する基本的な考え方や進め方を以下で整理している。
- 体制については全国で同一の体制を整備するのではなく、**地域の実情に応じて構築されるべき**ものであり、この資料で整理している具体的な進め方や体制の事例はあくまで一例であり、関係者が意見交換を進め、納得しながら、取組を進めることが重要である。
- また、体制構築後も、支援体制全体の状況を把握し、より適切な体制への見直しを行っていくことも必要となる。

重層的支援体制整備事業の実施に当たっての考え方

各自治体の状況

- これまでのモデル事業の実績をみると、自治体によって、**庁内の体制構築の進捗や既存事業の支援スキルのレベルには差異がみられる。**
- **また、これらの違いにより、自治体ごとに各事業所の支援対象者の考え方や、支援関係機関が有する支援困難事例の状況等にも相違がある。**

**A市職員**  
うちの自治体では、支援関係機関同士の連携や情報共有の仕組みが十分に機能していない。

**B市職員**  
うちの自治体では、各支援関係機関が認識する支援対象者の考え方が限定的。そのため、相談者の受け止めが十分にできていない。

**C市職員**  
うちの自治体では、特定の支援関係機関に難しい支援事例が集まっている。

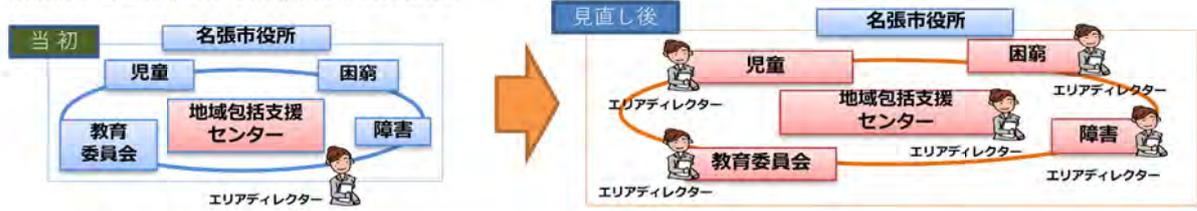
体制整備に当たって求められる取組

- 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、**自治体内の支援機関の業務の棚卸しやケースの振り返りを行い、「抜け漏れている支援対象者」や「対応できていないケース」などを整理**することが求められる。
- これらを整理することによって、
  - ・重層的支援体制整備事業が対象とする相談者像
  - ・既存事業と重層的支援体制整備事業の役割分担
  - ・重層的支援体制整備事業の支援の範囲
  - ・重層的支援会議の対象者や検討ケースの範囲
 などが自治体内で整理されていくことが想定される。
- また、**業務や支援の棚卸しを通じて、既存事業が担う支援の範囲と、重層的支援体制整備事業が担う支援の範囲等について、関係者間で合意形成を図っていく**ことが求められる。

# 包括的な支援体制の整備における体制変化

## ①三重県 名張市

- 当初：住民に身近な「まちの保健室」等からあがってきた相談を各部署で受け付け、地域包括支援センターに配置したエリアディレクター（相談支援包括化推進員）が連携をコーディネートする体制を構築。  
→ 複合的な課題はエリアディレクター任せになりがちとなり、連携がうまくいかなくなっていた。
- 現在：各部署にエリアディレクターを配置。各分野の相談として受けた相談については、それぞれが対応することを基本とし、複合的な課題など他分野ともに対応する必要がある場合には、各エリアディレクターが中心となって分野横断の支援関係機関を集め、支援方針を協議しながら対応する体制に変更。



## ②福井県坂井市

- 当初：各相談支援機関で対応できない複合的な課題を抱える相談、他分野他施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受け、ワンストップで対応する体制
- 現在：相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化推進会議のコーディネーター）に位置付け、連携して支援方針を検討、対応する体制。



28

# A市における取組事例(庁内、支援関係機関へのヒアリング調査)

- 重層的支援体制整備事業の実施を検討する自治体の中には、庁内の関係課や支援関係機関にヒアリングやアンケートを行い、現在の支援の実態を明らかにする試みもみられる。
- 例えば、A市では、庁内の関係各課や支援関係機関において、手が届いていない支援ケース(困っている支援ケース)や支援につながったケース(支援につながらなかったケース)についてヒアリング調査を実施。

## A市におけるヒアリング調査

### <ヒアリング概要>

#### 庁内関係課ヒアリング

- 目的  
各制度における取組の現状、ケース対応等で困っていること、事業実施にあたっての意見、提案等を聴取。
- ヒアリングの対象部署  
健康福祉部：健康福祉政策課(生活支援相談室)、すこやか生活課、長寿政策課、地域包括支援センター(在宅医療・介護連携サポートセンター)、介護保険課、障害福祉課、こども家庭局：保育幼稚園課、こども家庭相談課(子育て応援室)、発達支援課  
都市経済部：建築課  
都市活性化局：商工観光課  
教育委員会：学校教育課、教育研究所
- 実施方法 ヒアリングシート(別紙)をご提出いただき、中身確認した上で、不明点をお伺いいたします。  
ヒアリングシートの提出メ切：9月7日(金)
- 実施時期 9～10月(相談事業を実施している課を優先的に実施)
- 対象者 所属長および担当者等

#### 支援関係機関ヒアリング

- 目的  
地域のニーズや人材、地域資源の把握、地域における取組の実施状況、相談対応等での困りごと、事業実施にあたっての意見、提案等を聴取。
- ヒアリングの対象機関  
社会福祉協議会、圏域地域包括支援センター、基幹相談支援センター 他
- 実施時期 9～10月



### <ヒアリングシート>

ヒアリングシート (記載例①)		こども家庭局こども家庭相談課
1. 相談の受付(当該相談支援事業関係)		
対象者	16歳以下の子とその家族	相談への対応者と入籍 -子ども家庭支援員4人(当分中継職員) -市十ヶ字自立支援員1人(当分中継職員) / Dより担当員
相談受付場所/方法	庁内窓口/訪問又は電話等	年間の相談受付件数 -00件
相談の内容(主なもの)	児童虐待の相談、学校からの連絡等、父兄の虐待、死亡、人形等による子どもの虐待に関する相談、育児しつづける相談、経済的困窮に関する相談など	児童ケースの発生数 -0件(相談件数のうち0件の児童ケースの発生) -育児や支援が必要なケースについては、県内で相談の上、要対応における管理ケース(移行)への対応
ケース記録の担当者(場合によっては複数)	担当ケースのみ、ケース記録を管理するフォーマットあり?	既読制度で実施している事業 -相談記録簿(相談記録簿)の作成 -相談記録簿(相談記録簿)の作成 -相談記録簿(相談記録簿)の作成 -相談記録簿(相談記録簿)の作成
困っていることや改善してほしいこと		
2. 支援方法の検討(多機関連携事業関係)		
検討の方法	関係対応可能な案件であれば、相談受付時に担当者が対応。 -担当が関係が深い案件については、県内で協議の上、対応を検討。 -担当が対応が必要なケースについては、県対応において対応を検討。	検討の場とメンバー -関係課担当者(健康福祉政策課、福祉政策課、都市経済部、都市活性化局、教育委員会、健康福祉部、健康福祉政策課、発達支援課、障害福祉課、健康福祉政策課、発達支援課) / 担当職員(発達支援課) / 担当職員(発達支援課)
検討の場における支援方針の協議の仕方(支援プランの作成の有無)	担当者がケース概要を把握、関係者において、支援方針の協議、議決を踏まえ、関係者の役割分担を決定。全員の意見はこども家庭相談課(当分)に提出し、決定している。	検討の場の設置場所と頻度 -児童福祉部生活課との2 -関係課は関係課長が児童相談課の会議室に集まり、決まらなければいけない。
困っていることや改善してほしいこと		

29

## 重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型（例）

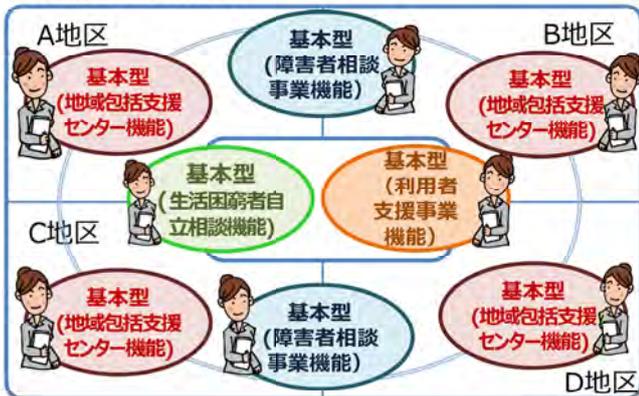
- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、
  - ・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
  - ・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるもの
 など様々な形態が想定される。
- 設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、どのような実施体制とするか、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討いただくもの。

類型	内容
基本型事業・拠点	○ 単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○ 複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

30

## 拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

31

### 3. 重層的支援体制整備事業 財政支援について

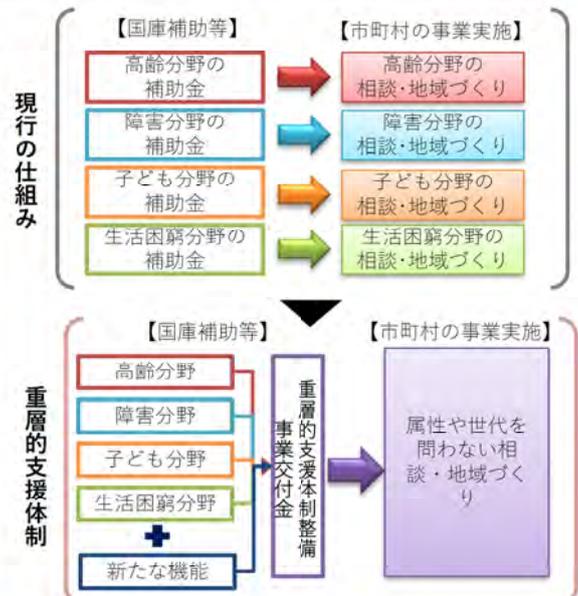
#### 重層的支援体制整備事業にかかる財政措置について

##### 重層的支援体制整備事業の創設について

- 住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、属性毎に区切られた支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難となっている。
- 市町村では、属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度における国庫補助金等の目的外使用との指摘を避けるために事業実績に応じた経費按分が必要になるなど事務負担が課題となっていた。
- そのため、複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設する。
- 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、さまざまな課題を有する者の支援について、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、各分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業にかかる補助を一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」を交付することとする。

##### 重層的支援体制整備事業交付金について

- 「重層的支援体制整備事業交付金」については、
  - ① 介護、障害、子ども、生活困窮の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業(※)の補助金を一体化するとともに、
  - ② 参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加して一括して交付する。
- ※ 相談支援：【介護】地域包括支援センター、【障害】障害者相談支援事業、【子ども】利用者支援事業、【困窮】自立相談支援事業  
 地域づくり：【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（通いの場を想定）、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】共助の基盤づくり事業
- 既存事業分について、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様とする。
  - ※ 新たな機能分にかかる補助内容は、今後、予算編成過程において決定していく。



## 国から市町村への交付金の交付について（社会福祉法第106条の8）

○重層的支援体制整備事業にかかる国から市町村への交付金の交付については以下の通り規定。

- ①一体交付の対象となる事業のうち、既存制度において義務的経費となっており引き続きその性質を維持するものを、第1号から第4号までに列挙
- ②裁量的経費となるものを第5号にまとめて規定（具体的には政令等に規定）

		対象事業等	機能	国の負担割合
義務的経費	第1号	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）	地域づくりに向けた支援	20/100
	第2号	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）の費用のうち、調整交付金相当分	地域づくりに向けた支援	平均 5/100
	第3号	【介護】地域包括支援センターの運営 【介護】生活支援体制整備事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	38.5/100
	第4号	【困窮】自立相談支援事業	相談支援	3/4
裁量的経費	第5号	【障害】障害者相談支援事業 【障害】地域活動支援センター事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	50/100以内
		【子ども】利用者支援事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	1/3以内
		【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業	地域づくりに向けた支援	1/2以内
		<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div> <span style="color: red; font-weight: bold;">新</span> 参加支援                      社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供                 </div> <div> <span style="color: red; font-weight: bold;">新</span> アウトリーチ等を通じた継続的支援事業                      訪問等により継続的に繋がり続ける機能                 </div> <div> <span style="color: red; font-weight: bold;">新</span> 多機関協働                      世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能                 </div> </div>		今後調整

(注) 多機関協働、支援プランの作成を一体的に実施

34

## 都道府県から市町村への交付金の交付について（社会福祉法第106条の9）

○重層的支援体制整備事業にかかる都道府県から市町村への交付金の交付については以下の通り規定。

- ①一体交付の対象となる事業のうち、既存制度において義務的経費となっており引き続きその性質を維持するものを、第1号及び第2号に列挙
- ②裁量的経費となるものを第3号にまとめて規定（具体的には政令等に規定）

		対象事業等	機能	都道府県の負担割合
義務的経費	第1号	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防支援活動事業）	地域づくりに向けた支援	12.5/100
	第2号	【介護】地域包括支援センターの運営 【介護】生活支援体制整備事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	19.25/100
裁量的経費	第3号	【障害】障害者相談支援事業 【障害】地域活動支援センター事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	25/100以内
		【子ども】利用者支援事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	1/3以内
		<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div> <span style="color: red; font-weight: bold;">新</span> 参加支援                      社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供                 </div> <div> <span style="color: red; font-weight: bold;">新</span> アウトリーチ等を通じた継続的支援事業                      訪問等により継続的に繋がり続ける機能                 </div> <div> <span style="color: red; font-weight: bold;">新</span> 多機関協働                      世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能                 </div> </div>		今後調整

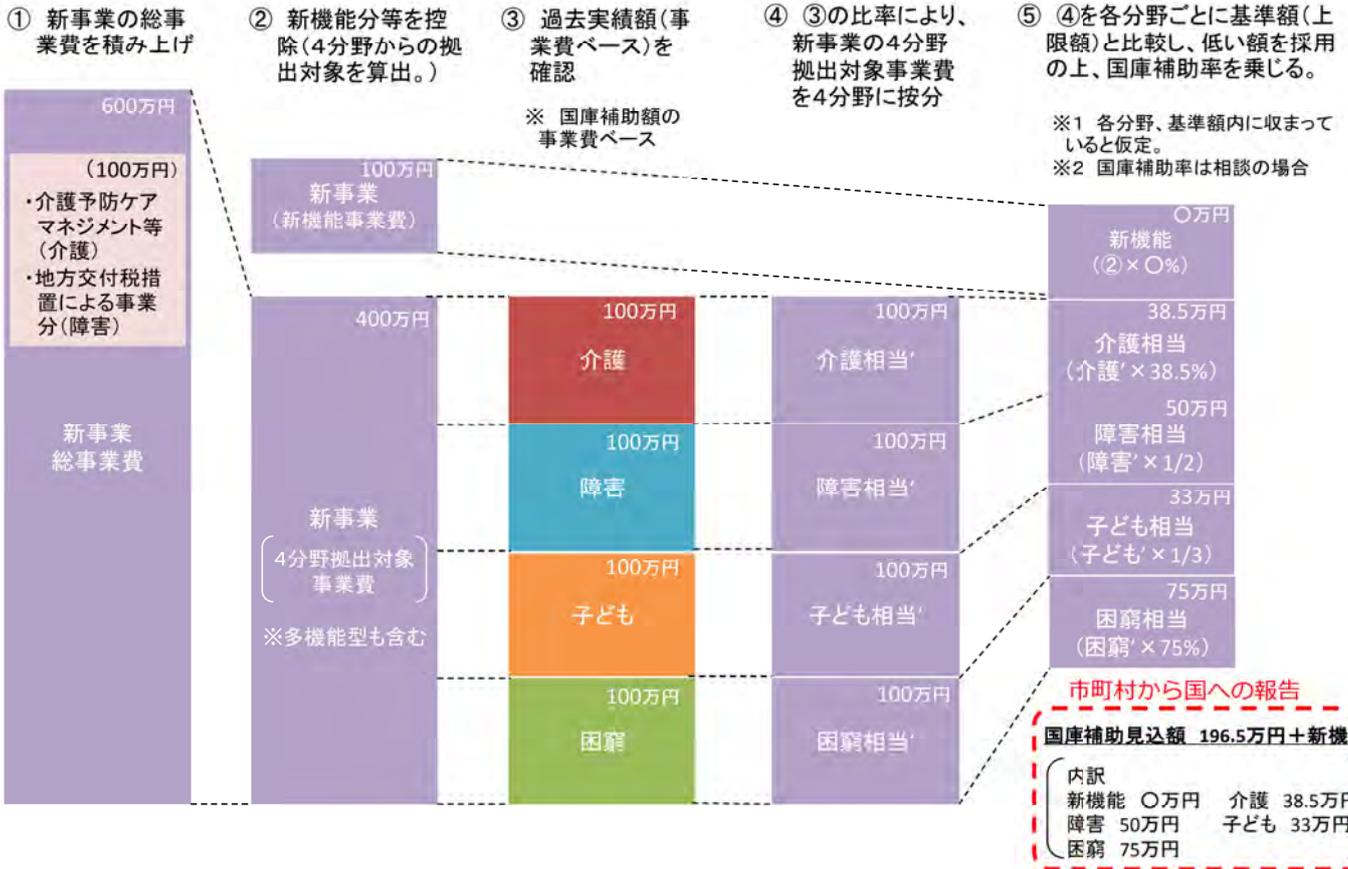
(注) 多機関協働、支援プランの作成を一体的に実施

(注) 困窮分野については都道府県の法定負担なし

35

# 個々の市町村における費用按分のフロー(案)

新たな事業に手をあげる自治体において、以下の費用按分の作業を実施して、国庫補助見込額を算出して国へ報告。



## 重点的支援体制整備事業交付金の算定方法例(過去実績による按分)

○既存の事業では、各事業別に区分して経費を積み上げて、対応する補助金等毎に申請し、交付を受ける。  
 ○新たな事業においては、各事業の所要経費について詳細な区分を必要とせず、全体の事業費に過去実績による按分率を乗じることにより、各事業費に相当する額を算出。当該仮想の事業費を一括して交付金を交付。

【既存事業(過去実績)】					補助決定額 (a, b いずれか低い額×補助割合)	過去実績按分 (aの事業別割合)
事業名	対象経費 支出額 a	国庫補助 基準額 b	補助割合	補助決定額		
地域包括支援センター運営事業	25,000	30,000	38.5/100	9,625	45.5%	
基幹相談支援センター等機能強化事業	10,000	6,000	50/100	3,000	18.2%	
利用者支援事業	5,000	7,000	1/3	1,667	9.1%	
生活困窮者自立相談支援事業	15,000	18,000	3/4	11,250	27.3%	
各事業費 合計	55,000			25,542	100.0%	

過去実績により各事業費に相当する経費を算出  
 既存の基準額・補助割合を維持  
 ※同様の事業実施形態であれば補助額は同一となる仕組み

【新たな事業】						
事業名	対象事業総計 a'	過去実績按分	各事業按分額 a" (a'×按分率)	国庫補助 基準額 b	補助割合	補助決定額 (a", b いずれか低い額×補助割合)
重層的支援体制整備事業(相談支援)	55,000					25,542
地域包括支援センター運営事業相当経費		45.5%	25,000	30,000	38.5/100	9,625
基幹相談支援センター機能強化事業相当経費		18.2%	10,000	6,000	50/100	3,000
利用者支援事業相当経費		9.1%	5,000	7,000	1/3	1,667
生活困窮者自立相談支援事業相当経費		27.3%	15,000	18,000	3/4	11,250

## ② 事前補正(拠点等新設の場合)

事業計画により、主に特定分野を担当する拠点の新設(廃止)が予定されている場合には、按分率の事前補正を行う、

④ 過去実績額(事業費ベース)による事業費按分

100万円 新事業 (新機能事業費)	(+50万円)
新設等の経費	50/400 =12.5%
100万円 介護相当'	100/400 =25%
100万円 障害相当'	100/400 =25%
100万円 子ども相当'	100/400 =25%
100万円 困窮相当'	100/400 =25%

④' 主に特定分野における支援機能を担う拠点の新設など、費用の按分に影響が生じる事業変更があった場合(※)については、該当する分野の按分率に、新設等に伴う費用の増(計画額)の影響を加えて、按分率を補正する。

(全体事業費450万円)	
450 × 33.3% =150万円	
介護相当'	37.5/112.5 =33.3%
450 × 22.2% =100万円	
障害相当'	25/112.5 =22.2%
100万円	=22.2%
子ども相当'	=22.2%
100万円	=22.2%
困窮相当'	=22.2%

⑤ ④'を各分野ごとに基準額(上限額)と比較し、低い額を採用の上、国庫補助率を乗じる。

※1 各分野、基準額内に収まっていると仮定。  
※2 国庫補助率は相談の場合

0万円 新機能 (④' × 0%)
57.8万円 介護相当 (介護' × 38.5%)
50万円 障害相当 (障害' × 1/2)
33.3万円 子ども相当 (子ども' × 1/3)
75万円 困窮相当 (困窮' × 75%)

市町村から国への報告

国庫補助見込額 216.1万円 + 新機能

内訳  
新機能 0万円 介護 57.8万円  
障害 50万円 子ども 33.3万円  
困窮 75万円

### 【按分率を補正する事業】

主に特定分野の支援機能を担う相談支援機関の新設・廃止、地域子育て拠点及び地域活動支援センターの新設・廃止、地域づくり支援にかかる事業の新設・中止

38

## 重層的支援体制整備事業交付金の算定方法(拠点の新設等における事前補正)

○主に特定分野における支援機能を担う拠点を新設するなど、事業内容を大きく変更する場合には、各分野の負担額を事業実態と合わせるため、按分率の補正を行った上で、各分野の所要仮想経費を算定し、交付金の申請等を行う。

主に特定分野の支援機能を担う拠点の新設(廃止)について、当該変更に伴う影響を踏まえた上で、按分率を補正

事業名	事業支出計画額		按分率の再算定			
	対象事業費 (既存事業分) a'	特定分野の 拠点新設に 伴う影響額	過去実績按分 (既存分) A	拠点新設に よる影響分 B	変更影響加味 した按分率 (A+B) C	変更後按分率 C⇒100%換算
重層的支援体制整備事業(相談支援)	55,000				109.1%	100.0%
地域包括支援センター運営事業相当経費		5,000	45.5%	9.1%	54.5%	50.0%
基幹相談支援センター機能強化事業相当経費			18.2%		18.2%	16.7%
利用者支援事業相当経費			9.1%		9.1%	8.3%
生活困窮者自立相談支援事業相当経費			27.3%		27.3%	25.0%

新設(廃止)に伴う  
予算増(減)額

5000/55000

総合型拠点の設置や、一般的な経費の増減などについては、総事業費には計上するが、按分率の再算定には影響しない。

新たに補正した按分率を用いて  
各事業費に相当する経費を算出

事業名	対象事業総計 a''	変更後按分率	各事業按分額 a'' (a' × 按分率)	国庫補助 基準額 b	補助割合	補助決定額 (a'', bいずれ か低い額 × 補 助割合)
重層的支援体制整備事業(相談支援)	60,000					27,467
地域包括支援センター運営事業相当経費		50.0%	30,000	30,000	38.5/100	11,550
基幹相談支援センター機能強化事業相当経費		16.7%	10,000	6,000	50/100	3,000
利用者支援事業相当経費		8.3%	5,000	7,000	1/3	1,667
生活困窮者自立相談支援事業相当経費		25.0%	15,000	18,000	3/4	11,250

39

# 一定期間毎の事業実績の検証及び按分率の補正について

## 【趣旨】

- 重層的支援体制整備事業のうち、相談事業・地域づくり事業については、事業費を介護・障害・子ども・生活困窮の各分野で按分して拠出することとしており、各分野の事業費相当額については、事業開始年度の前々年度の事業実績額（決算額）により算出した按分率を基礎として算出し、拠点の開廃等など大きな事業内容の変更があればその影響を加味して補正を行うこととしている。
- しかしながら、事業を継続していく中で、拠点の開廃によらない事業内容等の変化によって、過去実績による按分率と、実際の各分野の事業実績との乖離が広がる可能性も想定される。
- そのため、一定期間毎に事業実績の検証を行い、過去実績による按分率と、実際の各分野の事業実績との乖離が確認された場合には、按分率の補正を行う機会を設けることとする。

## 【検証の基本的考え方】

- 検証方法については、各支援機関の業務において通常把握できる数値を用いるなど、簡便な方法とする。
- また、検証には、直近の年度のデータのみを用いることとし、自治体がデータを把握し続ける必要のない仕組みとする。

40

## 拠点の開廃・補正のイメージ

【介護の拠点開設】		【検証年度】			【障害の拠点廃止】	
n-2年度	n-1年度	n年度	n+1年度	n+2年度	n+3年度	n+4年度
介護 400 障害 300 子ども 200 困窮 100	介護拠点開設 100  総事業費 × 基準年度按分率	総事業費 1100 【大臣が定める方法】 うち介護拠点開設 100  [1000] 介護 400(40%) 障害 300(30%) 子ども 200(20%) 困窮 100(10%)  + n-1年度の介護の拠点新設 100  Ⅱ 介護 500 障害 300 子ども 200 困窮 100	総事業費 1100 【大臣が定める方法】 うち介護拠点開設 100  [1000] 介護 400(40%) 障害 300(30%) 子ども 200(20%) 困窮 100(10%)  + n-1年度の介護の拠点新設 100  Ⅱ 介護 500 障害 300 子ども 200 困窮 100	総事業費 1100 【大臣が定める方法】 うち介護拠点新設 100  [1000] 介護 400(40%) 障害 300(30%) 子ども 200(20%) 困窮 100(10%)  + n-1年度の介護の拠点新設 100  Ⅱ 介護 500 障害 300 子ども 200 困窮 100  比較	総事業費 900 【大臣が定める方法】 うち介護拠点新設 100 うち障害拠点廃止 200  [1000] 介護 400(40%) 障害 300(30%) 子ども 200(20%) 困窮 100(10%)  Ⅰ n+3年度の障害の拠点廃止 200 + n-1年度の介護の拠点新設 100  Ⅱ 介護 500 障害 100 子ども 200 困窮 100	総事業費 1000 【大臣が定める方法】 うち障害拠点廃止 200  [1200] 介護 540(45%) 障害 300(25%) 子ども 240(20%) 困窮 120(10%)  Ⅰ n+3年度の障害の拠点廃止 200  Ⅱ 介護 540 障害 100 子ども 240 困窮 120
●基準年度 按分率 介護 40% 障害 30% 子ども 20% 困窮 10%				n+2年度の実績 介護 495 障害 275 子ども 220 困窮 110  補正按分率 介護 45% 障害 25% 子ども 20% 困窮 10%	乖離が大きい場合は按分率を補正	★検証・見直し後の按分率

総事業費(1000)に障害廃止分(200)を加えた1200に補正後の按分率を乗じる。

41

# 事業実績の検証方法について

## 1. 事業実績の把握方法 (イメージ図: 次頁)

- 重層的支援体制整備事業実施後においても、各法の事業の実施義務及び実施基準は適用されることから、各法の事業実施上で通常把握できる数値等を用いて事業実績の把握・検証を行うこととしてはどうか。
- 事業実績の把握については、それぞれの事業実施形態によって、以下の様に決算額を各分野の事業費として分類した上で、当該決算額の割合について、既存の過去実績に応じた按分率と比較することとしてはどうか。
  - ① 基本型など、市町村の予算・決算上(委託契約上)で、主に各法に基づく事業分(※)として区分されている費用については、各事業の決算額をもって各分野の事業実績とする。
    - ※ 基本型事業を実施する中で、他の属性の対象者の支援にあたる部分があったとしても、当該業務への従事時間等によって各分野に経費を区分することは要しないものとする。
  - ② 各分野の事業を一体的に実施する統合型の拠点などで、予算や委託契約上で費用の区分が困難な場合には、当該拠点等の全体の決算額を、各分野を事業を主に担当する人員の配置数に応じて按分して、各分野の事業実績とする。
    - ※ 当該拠点の事業費全体を各分野の主担当職員数により按分することとし、各分野に属さない業務を担当する職員の人件費や、人件費以外の事務費等について、個々に各分野に経費を区分することは要しないものとする。
  - ③ ワンストップの相談受付窓口を別途設置した場合や、分野限定しない地域づくり事業など、各分野の事業として区分できないものについては、当該事業全体の決算額を、①、②による算定した各事業実績(決算額)の比率に応じて費用按分する。

## 2. 検証実施期間

- 検証を実施する期間については、事業開始後3年後としてはどうか。
  - ※ 事業開始3年目(n+2年度)の実績を、翌年度(n+3年度)に検証し、按分率を補正する場合には、翌々年度(n+4年度)から補正按分率を適用する。

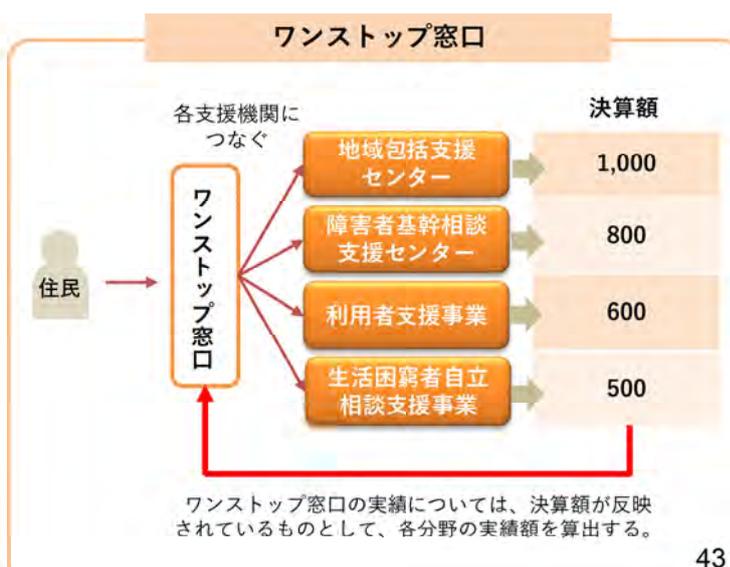
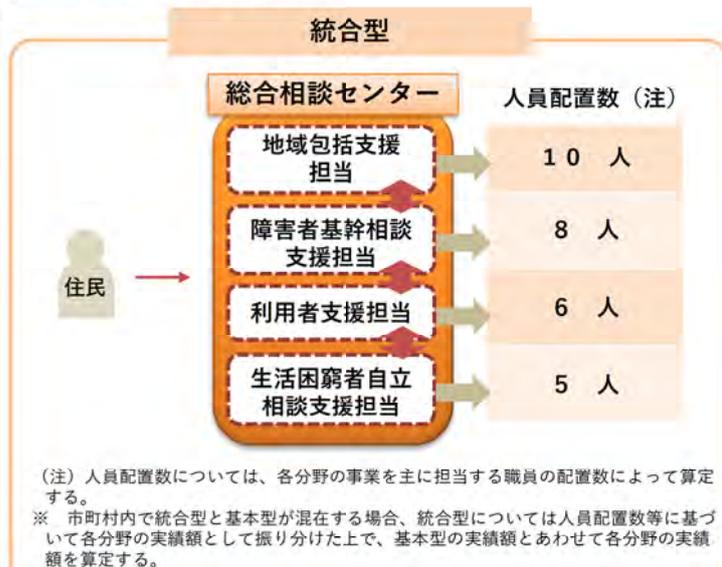
## 3. 検証結果の反映

- 1の検証作業については、あくまでも過去実績に基づいた按分率と大きな齟齬が生じていないかを検証するものであり、厳密に事業実績額を各分野の事業費に分類するものではないことから、検証による事業実績と既存の按分率との差について、乖離が一定以上になった場合に限り、按分率を補正することとしてはどうか。

42

## 検証年度における実績額の把握方法 (案) (相談支援の例)

- 重層的支援体制整備事業実施後においても、各法の事業の実施義務及び実施基準は適用されることから、各支援機関の業務において通常把握できる数値を用いて按分率の検証を行う。
  - ・ **基本型**：各法の事業の実施を主な機能とする基本型については、市町村で各支援機関の決算額が把握できることから、当該決算額を実績額とする。
    - ※ なお、基本型事業を実施する中で、他の属性の対象者の支援にあたる部分があったとしても、当該業務への従事時間等による経費区分は要しないものとする。
  - ・ **統合型**：各分野の機能を集約した統合型については、事業の実施基準に基づいて、各分野の業務を主に担当する職員の数等を踏まえ、統合型全体の決算額を各分野の実績額に振り分ける。
  - ・ **ワンストップ窓口**：住民に身近な相談支援のため担当分野を限定しないワンストップ窓口を設置する場合には、専門的な支援が必要となった場合の連携先となる各分野の支援機関の決算額に基づき、ワンストップ窓口全体の決算額を按分する。



43

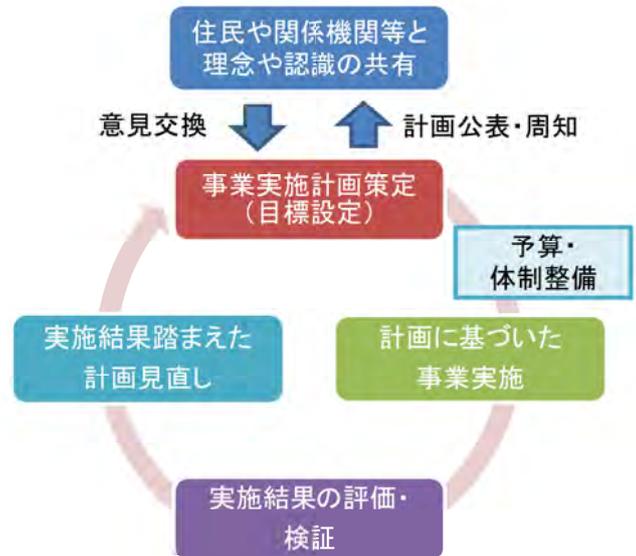
# 4. 重層的支援体制整備事業実施計画について

## 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

### 計画策定の意義・目的

- 「重層的支援体制整備事業」については、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
- 市町村は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとしている。(法第百六条の五)
- この事業を実施する意義の一つは、包括的な支援体制の具体的な構築方針について、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にある。したがって、事業実施に向けた検討を行う際には、地域における関係機関等との間で、地域(住民)が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念や目指すべき方向性について認識の共有を図ることが重要である。
- また、本事業は、既存制度からの財源を一括化し、関係機関が連携の下で実施するものであることから、関係機関が円滑かつ効果的に事業を実施していくための手段として、
  - ① 上記の関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定
  - ② 計画に基づいた事業実施
  - ③ 事業実施結果の評価・検証
  - ④ 実施結果等踏まえた計画見直し

PDCAサイクルにより、事業を実施していくことが必要である。



### 計画に基づいた予算・体制の整備

- ・ 市町村においては、「重層的支援体制整備事業実施計画」に記載した内容に基づいて、当該事業の実施に必要な予算や体制を整備することとなる。
- ・ 国及び都道府県からの重層的支援体制整備事業交付金の算定にあたっては、その根拠として、計画の内容や実施状況について提出・確認を行う。

## 重層的支援体制整備事業実施計画の内容

### 計画に記載する事項

□ 重層的事業実施計画に記載する事項としては、以下のような事項を予定。(厚生労働省令により規定)

- ① 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針  
(事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など)
- ② 重層的支援体制整備事業について、相談支援、参加支援、地域づくり支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働のそれぞれの提供体制に関する事項(※下表の記載内容例を参照)
- ③ 重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標  
(相談支援の相談受付件数、参加支援の支援対象者数・協力事業者数、地域づくり支援の参加者数・参加機関数など)
- ④ 関係機関間の一体的な連携に関する事項  
(関係機関間の情報連携、重層的支援会議の実施方法など)

※ 計画策定にあたって各事項に盛り込むことが望ましい事項や策定のポイント等については、別途、その詳細について指針等において提示予定

※ 重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項の具体的な記載内容の例

各事業	記載内容・ポイント
相談支援	・相談支援機関(窓口)の設置箇所数 ・各相談支援機関(窓口)の主な対象分野、設置形態(基本型、統合型、地域型)、運営形態(直営・委託)、各機関の対象圏域等
参加支援	・地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等(担当機関、実施方法等) ・参加支援を行う際に活用可能な社会資源、想定される連携先
地域づくり支援	・地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等(担当機関、実施方法等) ・地域づくり支援の拠点の設置箇所数、各拠点の主な対象分野、設置形態、実施内容 ・その他地域づくりのための事業内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援	・アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等(担当機関等)
多機関協働	・多機関協働の調整機能を担当する機関の設置方法や体制等、重層的支援会議の開催形態など

46

## 重層的支援体制整備事業実施計画の策定方針①

### □ 地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項との関係性

- ・重層的支援体制整備事業(106条の4)は、106条の3に規定されている市町村の努力義務(第1号～3号の施策)の具体化の位置づけ
- ・従って、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインを含む「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(通知)に記載されている地域共生社会の理念部分については、重層的支援体制整備事業の前提となるものである。
- ・重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、106条の3の努力義務を果たしている市町村であることを前提として、それをより積極的・高度に進める市町村との位置づけ。
- ・このため、重層的支援体制整備事業実施計画は、重層的支援体制整備事業の実施のために必要な事項に特化した内容とする。

### □ 必須の記載事項と任意の記載事項の整理

事業実施計画の策定プロセスは、地域の関係者間での理念の共有をはじめとして、ニーズの把握、事業実施体制の検討など、重層的支援体制整備事業の適切な実施の基盤となるもの。しかしながら、これらの議論を網羅的かつ十分に実施するには、相当の時間がかかることが想定される。

事業開始時の**必須の記載事項**は、新たな事業の事業費を見込む際の基礎となる以下の事項とする。

- ① 相談支援機関、拠点等の設置箇所数、設置形態(基本型、統合型、地域型)
- ② 参加支援、多機関協働事業、アウトリーチ事業の実施体制(どこに、どのような体制でするか)
- ③ 重層的支援会議の実施方法
- ④ 関係機関間の連携に関する事項

そのほか、議論に時間を要する以下の記載事項については**任意の記載事項**とする

- ① 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針
- ② 重層的支援体制整備事業の事業目標
- ③ 重層的支援体制整備事業の事業評価・見直しに関する事項

※なお、計画の記載事項としては任意であったとしても、事業を開始するためには地域の支援関係者からの理解・合意を得る必要があるため、これらの項目の大枠や方向性は、事業開始の際には公表されてしかるべきものである。

47

## 重層的支援体制整備事業実施計画の策定方針②

### □ 計画の見直しのタイミング(計画を用いたPDCAの実施)について

必須の記載事項の変更が見込まれる場合には、該当の体制が変更となる事業年度に間に合うように、見直しに向けた議論を開始する。

任意の記載事項については、市町村毎に約3年～5年程度で設定するPDCAのスパンに合わせて、実施計画見直しの議論を行うことが想定される(なお、支援体制に係る関係者間の議論・調整は恒常的・継続的になされるべきものであり、この議論に基づく必要な見直しを妨げるものではない。市町村ごと、柔軟に実施いただきたい。)

中長期的な視点に立った記載(例地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針)については、重層的支援体制整備事業実施計画の前提となっている地域福祉計画の見直しタイミングとも合わせて考えることが有効。

### □ 公表のタイミングについて(特に計画変更の際)

公表の方法は市町村HPへの掲載などにより、支援関係者が随時でアクセス可能な状態にする。(計画変更があった場合も同様)

### □ 計画記載事項となる重層的支援体制整備事業の具体的な体制を議論する庁内の協議体の設置を必須とする

・メンバー 各事業を所管する課の職員、交付金を執行する課の職員、他の支援関係の事業を所管する課の職員(例 若者支援)

分野横断の政策のとりまとめ課(企画課系)

・議題 ①相談支援機関、拠点等の設置箇所数、設置形態(基本型、統合型、地域型)、②参加支援、多機関協働事業、アウトリーチ事業の実施体制(どこに、どのような体制でおくか)、③市町村内の支援機関全体の連携体制 など

### □ 重層的な支援体制のあり方や重層的支援体制整備事業の目標について議論する支援関係機関・市町村・住民などの協議体の設置に努める

・メンバー 支援関係機関・市町村の職員・地域住民等

・議題 地域共生社会の理念や重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針

48

## 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ①

### 各種関連計画との関係①

□ 地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられている。(法第107条第1項第1号)

※ 地域福祉計画と各分野の計画については、その共通的な事項について調和が保たれている必要がある。

□ 重層的事業計画については、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は各関連計画の内容とも整合(注)していることが必要。

※ 特に、重層的支援体制整備事業として、各分野の一体的に取り組むこととなる以下の各事業に関する事項については、共通事項となる。

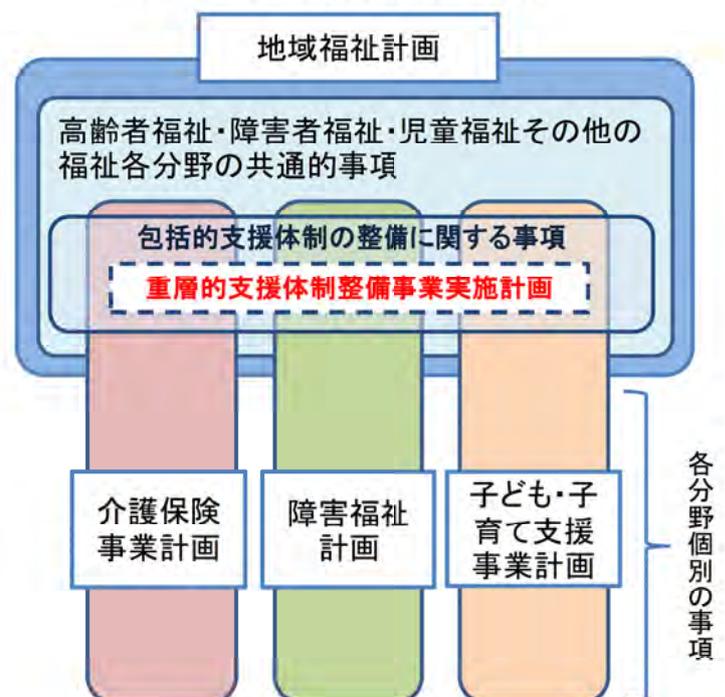
#### 【相談支援】

- <介護> 地域包括支援センター
- <障害> 障害者相談支援事業
- <子ども> 利用者支援事業

#### 【地域づくり支援】

- <介護> 地域介護予防活動支援事業(通いの場)
- <介護> 生活支援体制整備事業
- <障害> 地域活動支援センター事業
- <子ども> 地域子育て支援拠点事業

【各種関連計画の関係イメージ図】



注) 各関連計画については、各制度全体の計画として、介護・障害は3年毎、子どもは5年毎に策定されることとなっている。重層的事業計画は、事業内容の具体的な実施方法等を規定するものとして、地域福祉計画及び各関連計画の範囲で、年度毎などで見直しが行われることを妨げない。

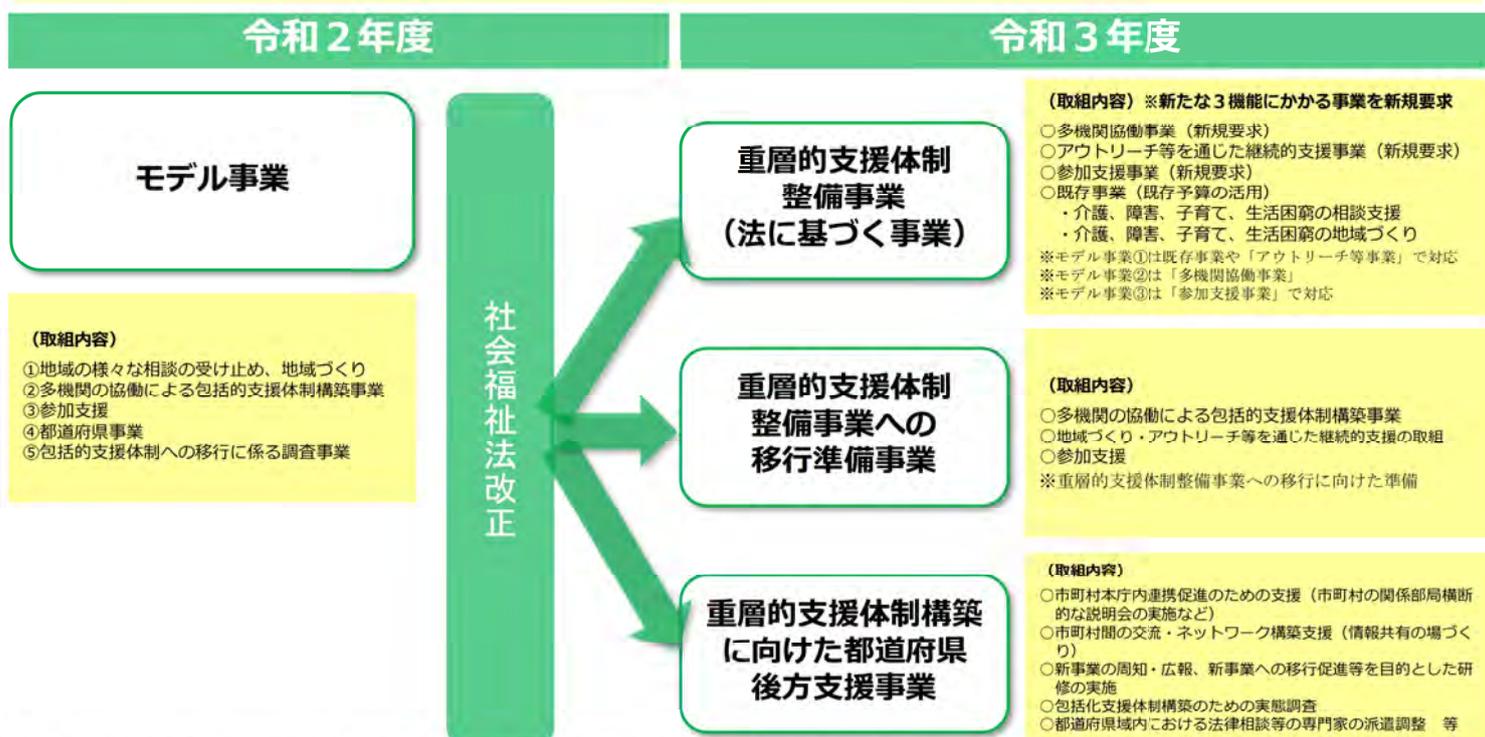
49

## 5. R3年度概算要求 (重層的支援体制整備事業・モデル事業)

50

### 令和2年度予算と、令和3年度予算要求の比較(イメージ)

- 令和3年度に重層的支援体制整備事業を新設。モデル事業は令和2年度で廃止。
- 令和3年度は、新たな3機能（多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援）に必要な予算を要求する。あわせて、重層的支援体制整備事業に移行するための準備等に必要な予算を要求。



- 法改正により重層的支援体制整備事業を新設。包括的支援体制構築に向け施行的取組を推進してきたモデル事業は令和2年度に廃止。
- 令和3年度は新たに重層的支援体制整備事業への移行促進をするための準備事業等を新設。

51

## 包括的相談支援事業(改正社会福祉法第106条の4第2項1号)

令和3年度要求額(令和2年度予算額)  
既存事業予算の内数(一千万円)

### 【要旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法において創設された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども及び困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等のために必要な経費を要求する。

### 事業内容

- 市町村において、介護、障害、子ども、困窮の各法に基づく相談支援事業(※)を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。
- 相談受付・アセスメントの結果、複雑・複合的な課題を抱えていることから、関係支援機関間において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等必要な支援を行う。

(※) 各法に基づく相談支援

- ・介護(地域包括支援センターの運営(介護保険法第115条の45第2項1号～3号))
- ・障害(障害者相談支援事業(障害者総合支援法第77条第1項3号))
- ・子ども(利用者支援事業(子ども・子育て支援法第59条第1号))
- ・困窮(自立相談支援事業(生活困窮者自立支援法第3条第2項))

### 実施主体

市町村

### 補助率

各法に基づく  
負担率・補助率  
※下表参照

分野	事業名	負担率・補助率
介護	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項1～3号)	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項3号)	国 50/100以内、都道府県 25/100以内
子ども	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	国 1/3以内、都道府県 1/3以内
困窮	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)	国 3/4

52

## 地域づくり事業(改正社会福祉法第106条の4第2項3号)

令和3年度要求額(令和2年度予算額)  
既存事業予算の内数(一千万円)

### 【要旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法において創設された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども及び困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設する等のために必要な経費を要求する。

### 事業内容

- 市町村において、介護、障害、子ども、困窮の各法等に基づく地域づくり事業(※)を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行う。

(※) 各法に基づく相談支援

- ・介護(一般介護予防事業の通いの場(介護保険法第115条の45第1項2号))
- ・介護(生活支援体制整備事業(介護保険法第115条「の45」第2項5号))
- ・障害(地域活動支援センター事業(障害者総合支援法第77条第1項9号))
- ・子ども(地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法第59条第9号))
- ・困窮(生活困窮者の共助の基盤づくり事業)

### 実施主体

市町村

### 補助率

各法等に基づく  
負担率・補助率  
※下表参照

分野	事業名	負担率・補助率
介護	一般介護予防事業(介護保険法第115条の45第1項2号)のうち 厚生労働大臣が定めるもの ※通いの場を想定	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、一号保険料 23/100、 二号保険料 27/100
介護	生活支援体制整備事業(介護保険法第115条第2項5号)	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	地域活動支援センター事業(障害者総合支援法第77条第1項9号)	国 50/100以内、都道府県 25/100以内
子ども	地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法第59条第9号)	国 1/3以内、都道府県 1/3以内
困窮	生活困窮者の共助の基盤づくり事業	国 1/2以内

53

# 多機関協働事業等

令和3年度要求額(令和2年度予算額)  
事項要求(一千万円)

## 【要旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法において創設された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等に必要な経費を要求する。

## 【事業内容】

### 多機関協働事業

#### (主な機能)

- 複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性の整理 等

#### (主な取組内容)

- 相談受付(各相談支援機関やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業等からつながったもの)、アセスメント(相談支援機関等への依頼を通じて行う相談者本人や世帯の状態把握)、プラン作成(各相談支援機関等の役割分担、支援の方向性の決定等)、重層的支援会議の開催(関係機関の役割分担、支援の方向性の共有)、モニタリング 等

### アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

#### (主な機能)

- 既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援 等

#### (主な取組内容)

- 重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握
- 本人と接触するまでの各種取組(メール、SNS、オンライン相談等)
- 家庭訪問、同行支援 等

### 参加支援事業

#### (主な機能)

- 既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりの創出 等

#### (主な取組内容)

- 利用者ニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング
- 社会参加に向けた支援メニュー開拓
- 利用者への定着支援、受け入れ先(企業等)へのフォローアップ 等

### 実施主体

市町村

### 補助率

国 3/4、市町村 1/4

54

## 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和2年5月22日衆議院厚生労働委員会)

- 一 重層的支援体制整備事業が、より多くの市町村において円滑に実施されるよう、同事業を実施していない市町村に対し、計画の策定、支援会議の設置及び同事業の実施の準備について、必要な助言、研修等を通じた人材育成その他の援助を行うよう努めること。また、市町村における同事業の実施状況によっては、できる限り速やかに必要な見直しに向けた検討を開始すること。
- 二 より多くの市町村において支援会議が組織されるよう、その役割や重要性について周知を図るとともに、効果的な運営方法に関するガイドラインを作成するなど必要な支援を行うこと。また、支援会議に関する守秘義務の規定については、支援会議において知り得た全ての事項が含まれるものであることの周知を徹底すること。
- 三 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金については、同事業が、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援等の事業のほか、伴走支援や多機関協働といった新しい機能を持つものであることを踏まえ、必要な予算の確保に努めること。とりわけ、裁量的経費についても事業を安定的に運営することができるよう、必要な予算の確保に努めること。

四～九 (略)

## 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和2年6月4日参議院厚生労働委員会)

- 一、重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。

二～六 (略)

55

第3章 「新たな日常」の実現

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

今回の感染症拡大を契機として、柔軟な医療提供体制、データ活用、健康予防の重要性が再認識された。社会保障制度の基盤強化を着実に進め、「新たな日常」を支える社会保障を構築するとともに、困難に直面している女性や若者などへの支援を通じた格差拡大の防止を図り、地域社会やコミュニティ等において高齢者の見守り、人の交流やつながり、助け合いが充実した地域共生社会の構築を進め、誰ひとり取り残されることない包摂的な社会の実現をしていく。

(3) 社会的連帯や支え合いの醸成

地域共生社会に向けた包括的な支援体制の構築、住宅セーフティネット制度等による暮らしと住まいの支援を進める。「認知症施策推進大綱」に基づく施策を実施するとともに、成年後見制度の利用を促進する。新たな「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、ひとり親家庭への支援など、子供の貧困対策に社会全体で取り組む。

令和3年度予算概算要求に向けた重点政策提言  
(2020年9月10日公明党厚生労働部会)抄

II. 全世代型社会保障・地域共生社会の実現

② 地域共生社会の実現・包括的支援体制の整備

・生活困窮者やひきこもりの方への支援の強化を進めるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、安心して暮らすことのできる「地域共生社会」を実現するため、改正社会福祉法の施行に向け、より多くの市町村が相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を実施できるよう、既存の相談支援事業の維持又は拡充を図りつつ、参加支援や多機関協働等新たな機能については補助率3/4で必要な予算を確実に確保し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制構築を進めること。また、自殺対策を強化するとともに、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援との緊密な連携を図ること。

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

【要旨】

令和3年度要求額(令和2年度予算額)  
3,877,500千円+事項要求(3,877,500千円)

- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法に基づき、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設される(令和3年4月施行)。
- 今後、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組に必要な経費を要求する。

事業内容

- 市町村において、改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な取組を行う。具体的には、これまでのモデル事業の取組内容を基本としつつ、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする行政機関、民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の策定等を行う。

(主な取組内容)

- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- 地域づくり・アウトリーチ等を通じた継続的支援体制構築の取組
- 参加支援体制構築の取組
- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援機関間等の連携を推進するための取組
- 重層的支援体制整備事業への移行計画の策定、市町村の庁内連携体制の構築 など

実施主体

市町村

補助率

国 3/4、市町村 1/4

## 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

令和3年度要求額(令和2年度予算額)  
事項要求(一千円)

### 【要旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、複合課題や狭間のニーズに対応していくことが必要であり、市町村においては、社会福祉法第106条の3により包括的な支援体制の整備を進めているところ。
- また、市町村において重層的支援体制整備事業や地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、国及び都道府県において必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務がある。このため、市町村が推進する包括的な支援体制整備の後方支援として、都道府県が行う各種取組に必要な経費を要求する。

### 事業内容

- 重層的な支援体制を整備する市町村の創意工夫ある取組を支援するため、都道府県において市町村の後方支援として、以下の取組を実施する。

(主な取組内容)

- 市町村本庁内連携促進のための支援(市町村の関係部局横断的な説明会の実施など)
- 市町村間の交流・ネットワーク構築支援(情報共有の場づくり)
- 新事業の周知・広報、新事業への移行促進等を目的とした研修の実施
- 包括化支援体制構築のための実態調査
- 都道府県域内における法律相談等の専門家の派遣調整 など

### 実施主体

都道府県

### 補助率

国 3/4、都道府県 1/4

58

## 重層的支援体制構築推進人材養成事業

令和3年度要求額(令和2年度予算額)  
17,715千円+事項要求(17,715千円)

### 【要旨】

- 令和2年6月に成立した改正社会福祉法に基づき、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設される(令和3年4月施行)。
- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、支援体制を構築するためには、新たな事業に従事する人材が行う支援の質を高めていくことが重要である。このため、新たな事業の従事者、市町村職員等を対象にした人材養成に必要な経費を要求する。

### 事業内容

(全国研修)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の多機関協働事業、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の従事者を対象に、各事業に従事するために必要な専門性を習得するための研修を実施する。  
また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層的支援体制整備事業により包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

(ブロック別研修)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の包括的相談支援事業、地域づくり事業の従事者を対象に、地域共生社会の理念や新事業の実施にあたっての基本的な考え方を習得するための研修を実施する。
- また、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施する市町村の職員を対象に、重層的支援体制整備事業への移行に必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

### 実施主体

国

### 補助率

-(委託費)

59

# 参考資料①

## 重層的支援体制整備事業の整備事例 (多機関協働事業を中心として)

### 包括的な相談支援体制の整備パターン例

- 多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図るなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村の包括的な支援体制の構築を支援するものとして、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、重層的支援会議における協議等を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たすものである。
- 多機関協働事業を担う機関の整備方法については、包括的支援事業者とは別の機関として整備する場合や、包括的支援事業者のいずれかに多機関協働の機能を付加する場合など、整備形態には下表のような類型が想定される。
- どのような機関が多機関協働の機能を担うかは、包括的相談支援事業者の整備形態等を踏まえ、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村が地域の実状に応じて、関係者の意見を踏まえて検討いただくもの。
- なお、多機関協働事業は、行政機関が直営で担う場合のほか、包括的相談支援事業者などに委託することも可能。ただし、多機関協働事業は、各相談支援事業者間等の調整業務を担うものであるため、事業者へ事業委託する場合でも、重層的支援会議には行政機関職員が参加するなど、調整業務が円滑に行えるようにする必要がある。

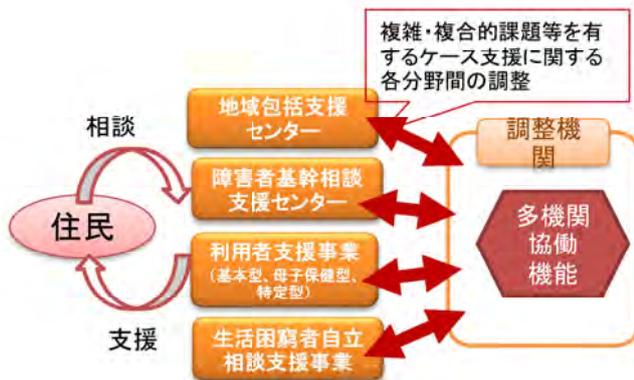
包括的相談支援事業者・相談窓口業務との関係		想定される多機関協働としての機能・職員配置等
<b>独立機関</b> (包括的相談支援事業者とは別の機関として設置)	①	相談窓口は持たずに、各調整・バックアップ機関として設置 ・相談の受け止めなど直接的な支援業務は既存各分野の相談支援機関が担当。 ・多機関協働は、複雑化・複合化した事例に関する調整機能に特化した業務を行う。
	②	分野等を問わない一次相談窓口機能も含めた機関として設置 ・多機関協働は、一次相談窓口や包括的支援事業者が受けた相談のうち、複雑化・複合化した事例に関する調整機能を果たす。 ※ 相談窓口は、相談の受け止めのみを行う場合や、各分野の支援対象とならない事案について、直接的な支援業務も行う場合も想定される。
<b>既存機関併設</b> (包括的相談支援事業者に多機関協働の機能を付加)	③	統合型(ワンストップ)相談窓口を設置 ・多機関協働機能を担う専任職員を配置する場合や、各分野の相談事業を統括する職員に多機関協働の機能を持たせる場合などが考えられる。
	④	包括的相談支援事業を実施するいずれかの機関に付加 ・多機関協働機能を担う専任職員を配置する場合や、総合相談窓口として相談の受け止めの業務も行いつつ、調整業務も行う場合も想定される。
	⑤	特定の機関ではなく、包括的相談支援事業を担う機関のそれぞれに、連携・調整機能を付加 ・包括的相談支援事業を行う機関において、それぞれ連携担当職員を定め、当該職員を中心にして多機関協働の機能を担う。

## 多機関協働機能の整備パターン例①

相談窓口は持たずに、各調整・バックアップ機関として整備

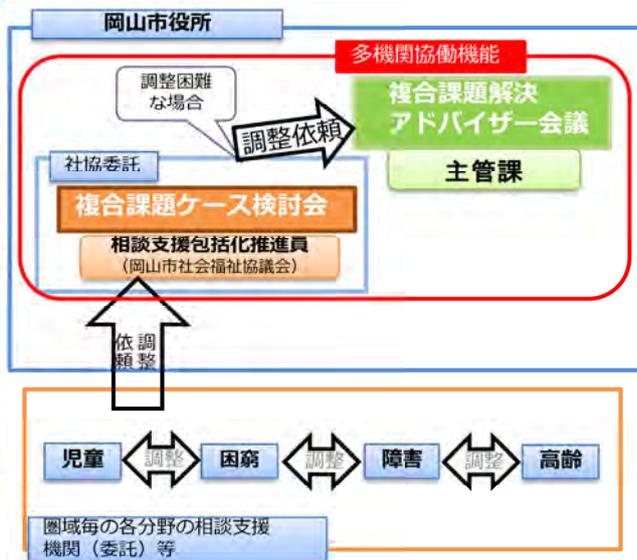
### <組織等の体制>

- ・既存の包括的相談事業者とは別に、役所内等に調整業務を行う機関を整備する、
- <多機関協働を整備する機関の機能>
- ・相談の受け止め、直接的な支援業務は既存各分野の相談支援機関が担当。
- ・多機関協働は、課題が複雑化・複合化した事例に関する関係機関間の役割の整理や支援の方向性のまとめなどの調整機能を果たす。



## 岡山県岡山市の例

- ・圏域をベースに整備されている各相談機関の支援を最大限活用した相談体制の整備
- ・市役所庁舎に相談支援包括化推進員を配置し複合相談を受付、関係機関を招集し複合課題ケース検討会を実施
- ・複合課題ケース検討会で対応が困難な場合は、庁内各課幹部を交えた複合課題解決アドバイザー会議において方針を決定



62

## 多機関協働機能の整備パターン例②

包括的相談支援事業それぞれに連携・調整機能を付加する

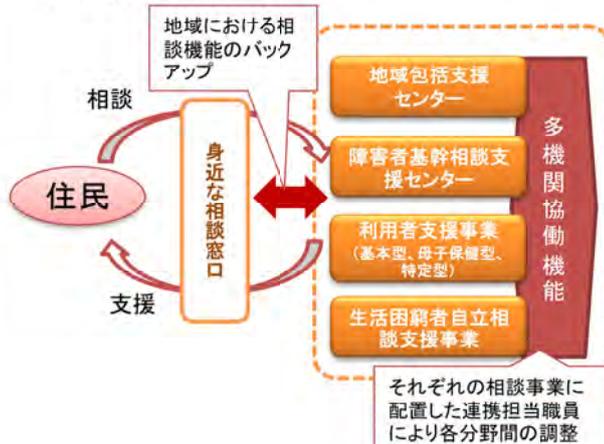
### <組織等の体制>

- ・各分野の包括的相談支援事業に、それぞれ多機関協働機能を担う連携担当職員を配置する。

### <多機関協働を整備する機関の機能>

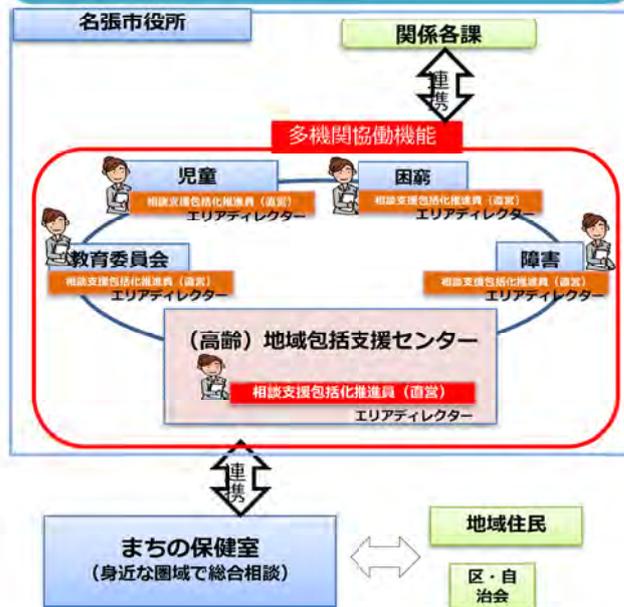
- ・多機関協働機能としては、福祉相談窓口で受けた相談や包括的支援事業者が受けた相談のうち、課題が複雑化・複合化した事例に関する関係機関間の役割の整理や支援の方向性のまとめなどの調整機能を果たす。

※ 福祉相談窓口は、一次的な相談の受け止めのみを行う場合や、各分野の支援対象とならない事業について、直接的な支援業務も行う場合もある。



## 三重県名張市の例

- 複雑・複合化した事例に対応する相談支援包括化推進員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。  
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。



63

## 多機関協働機能の整備パターン例③

### 統合型(ワンストップ)相談窓口整備

#### <組織等の体制>

・既存各分野の包括的相談支援事業を一体化した総合相談窓口(ワンストップ窓口)を整備し、当該機関の内部に、各分野間の調整機能を持たせる。

※ 職員配置は、多機関協働の専任職員を配置する場合や、各分野の相談事業を統括する職員に多機関協働の機能を持たせる場合などが考えられる。

#### <多機関協働を整備する機関の機能>

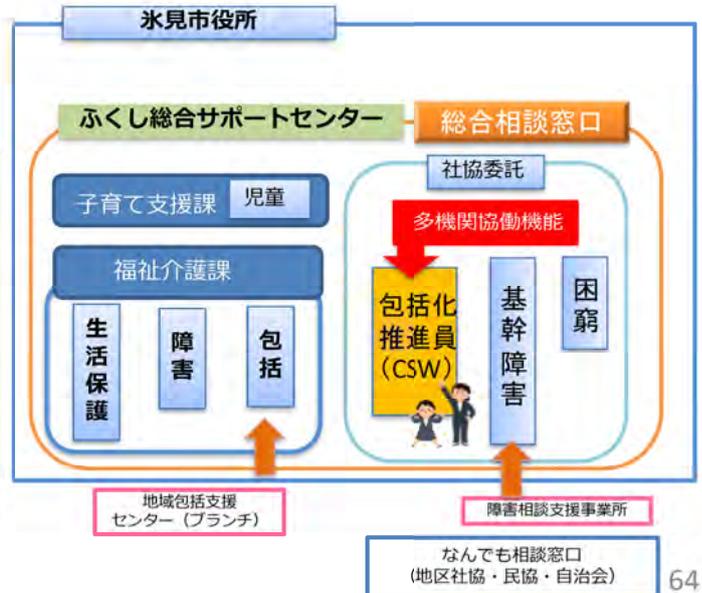
・多機関協働の担当職員は、各分野の調整を行うほか、総合相談窓口の職員として、直接、相談の受け止めや、各分野の専門相談のフォローアップをすることも考えられる。



※ 市町村の区域毎に各地区のワンストップ窓口を整備する場合もある。

### 富山県氷見市の例

- ・福祉の総合相談窓口として「ふくし総合サポートセンター」を整備し、相談の受け止めや各分野間の調整機能を持つ。
- ・包括化推進員を中心に、市役所・社協の協働により適切にアセスメントし、支援。



64

## 多機関協働機能の整備パターン例④

包括的相談支援事業とは別に、総合的に相談を受け付ける機関を設け、連携・調整機能を付加

#### <組織等の体制>

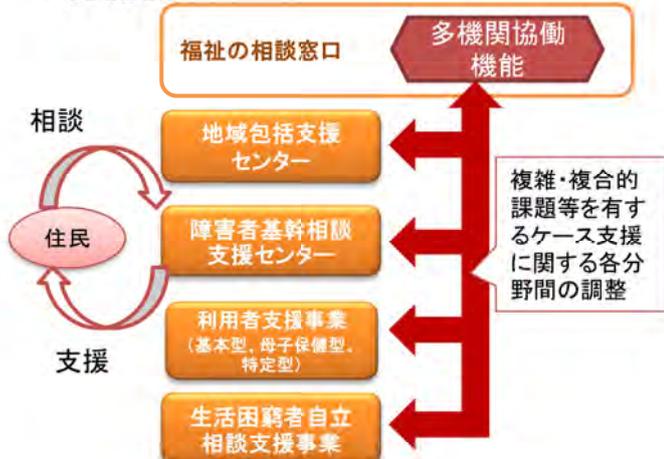
・各分野の包括的相談支援事業とは別に、相談支援事業の一形態として、幅広く相談を受け止める窓口(福祉相談窓口)を整備し、当該窓口を整備する機関の中に、多機関協働の機能を持たせる。

※ 職員配置は、多機関協働機能の専任職員を配置する場合や、相談窓口として相談の受け止めの業務も行いつつ、調整業務も行う場合も想定される。

#### <多機関協働を整備する機関の機能>

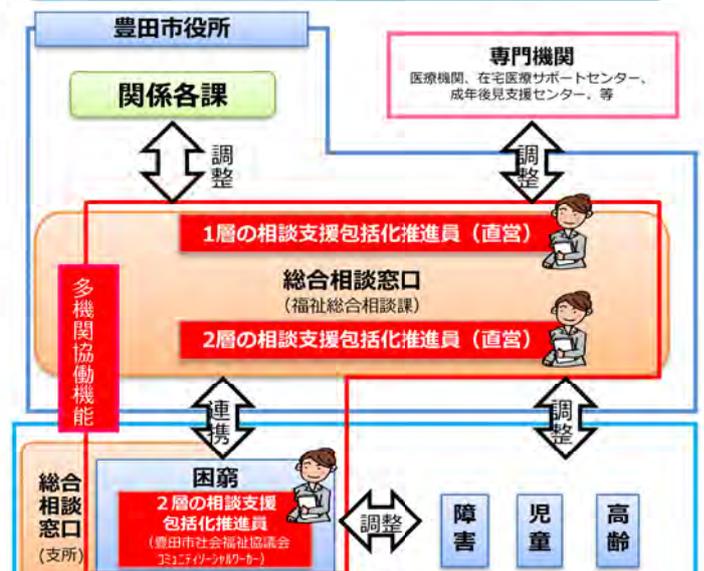
・多機関協働機能としては、福祉相談窓口で受けた相談や包括的支援事業者が受けた相談のうち、課題が複雑化・複合化した事例に関する関係機関間の役割の整理や支援の方向性のまとめなどの調整機能を果たす。

※ 福祉相談窓口は、一次的な相談の受け止めのみを行う場合や、各分野の支援対象とならない事案について、直接的な支援業務も行う場合もある。



### 愛知県豊田市の例

- 圏域に配置されたコミュニティソーシャルワーカーと、市役所に配置された福祉総合相談課職員の連携により、複雑・複合課題等のケース支援を関係機関と調整。
- 総合相談窓口と一体的に整備することで、ケースの拾い上げが期待されるとともに、コミュニティソーシャルワーカーが関与することで、地域づくりとアウトリーチとの連動を行う。



65

包括的相談支援事業を担う機関のいずれかに、連携・調整機能を付加

<組織等の体制>

・各分野の包括的支援事業者のうち、いずれかの機関に多機関協働の機能を持たせる。

<多機関協働を整備する機関の機能>

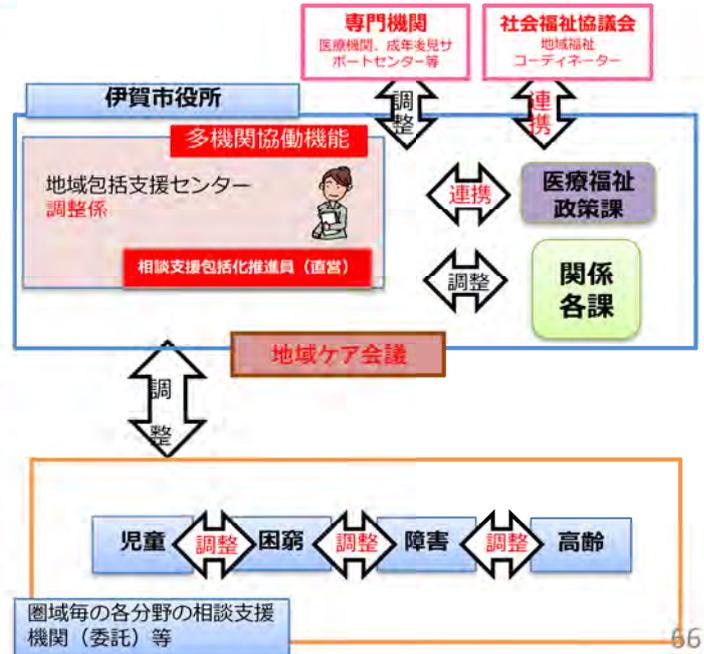
・多機関協働機能の業務を担当する専任職員を配置する場合や、包括的相談支援事業として相談の受け止めの業務も行いつつ、調整業務も行う場合も想定される。



三重県伊賀市の例

○ 課題が複雑にからみあった事例について、地域包括支援センター調整係（相談支援包括化推進員）が相談を調整する会議（地域ケア会議）を開催し、アセスメント及び役割の整理を行う。

○ 地域福祉計画に基づき、抽出された地域課題を施策につなげるため医療福祉政策課と連携し、福祉施策調整会議を開催。



## 参考資料② 国における予算編成の考え方

# 重層的支援体制整備事業交付金の予算要求について

- 重層的支援体制整備事業交付金は、①介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業の補助金を一体化するとともに、②多機関協働、アウトリーチ、参加支援といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加して一括して交付するものである。
- この交付金を活用することにより、これまで介護、障害、子ども・子育て、生活困窮それぞれの分野での対応を基本とした体制から、属性を問わない相談体制や地域づくりを推進することが可能となる。また、こうした体制を着実に推進していくためには、庁内における各分野の担当職員が、新たな交付金を活用して目指すべき姿を共有し、十分に連携しながら事業に取り組むことが不可欠である。
- 厚生労働省では、重層的支援体制整備事業の予算要求にあたって、事業の関係部局、財政当局、関係省庁と必要な調整を行いながら進めている。
- 令和3年度に重層的支援体制整備事業を実施する市町村が管内に存在する都道府県、また、重層的支援体制整備事業を実施する各市町村におかれては、国の予算の組み方を参考にしながら、庁内の関係各課と十分に意思疎通を図りながら予算要求を進めていただきたい。
- なお、令和2年8月に実施した市町村を対象にした重層的支援体制整備事業の所要見込額等のアンケートの結果、概ね全ての都道府県内において、令和3年度の重層的支援体制整備事業の実施を予定している市町村が存在することが把握されたところ。  
このため、各都道府県、重層的支援体制整備事業を実施予定の市町村におかれては、重層的支援体制整備事業に必要な予算を確保できるよう、  
・ 既存事業を所管する関係各課と予算の組み方を整理・共有するとともに、  
・ 財政部局と重層的支援体制整備事業の予算要求の進め方を確認し、新たな交付金を受けるために必要な会計上の実務（歳入・歳出科目の新設等）の整理を行いながら、着実に予算の確保に向けた作業を進めていただきたい。

## 厚生労働省内の予算の組み方①

### ● 重層的支援体制整備事業で実施する必要がある既存事業と事業担当部署を整理

### 令和2年度における既存事業一覧

予算所管	項	目	補助金等名称	負担率・補助率				重層的支援体制整備事業において実施する事業	事業担当部署	
				国	都道府県	市町村	その他			
厚生労働省	高齢者日常生活支援等推進費	地域支援事業交付金	地域支援事業交付金	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料)	一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業	老健局 認知症施策・地域介護推進課、老人保健課	
				38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)			包括的支援事業のうち、地域包括支援センターの運営費
				38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)			
厚生労働省	障害保健福祉費	地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業費等補助金	50/100以内	25/100以内	25/100	—	相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業+住宅入居等支援事業）	障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室	
				50/100以内	25/100以内	25/100	—			地域活動支援センター機能強化事業
厚生労働省	生活保護等対策費補助金	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金	3/4	実施主体 1/4		—	生活困窮者自立相談支援事業	社会・援護局 生活困窮者自立支援室	
				3/4	—	市町村 1/4	—			福祉事務所未設置町村による相談事業
		生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	1/2	実施主体 1/2		—	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	社会・援護局 地域福祉課	
内閣府	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	子ども・子育て支援交付金	子ども・子育て支援交付金	1/3	1/3	1/3	—	利用者支援事業	内閣府 子ども・子育て本部 参事官（子ども・子育て支援担当）付 厚生労働省 子ども家庭局 保育課 子育て支援課 母子保健課	
				1/3	1/3	1/3	—			地域子育て支援拠点事業

## 厚生労働省内の予算の組み方②

- 既存事業一覧に、**新たな3機能（多機関協働、参加支援、アウトリーチ等継続的支援）**による事業を加え、**重層的支援体制整備事業交付金の予算要求に必要な事業全体を確認**

## 令和3年度予算要求に必要な事業一覧

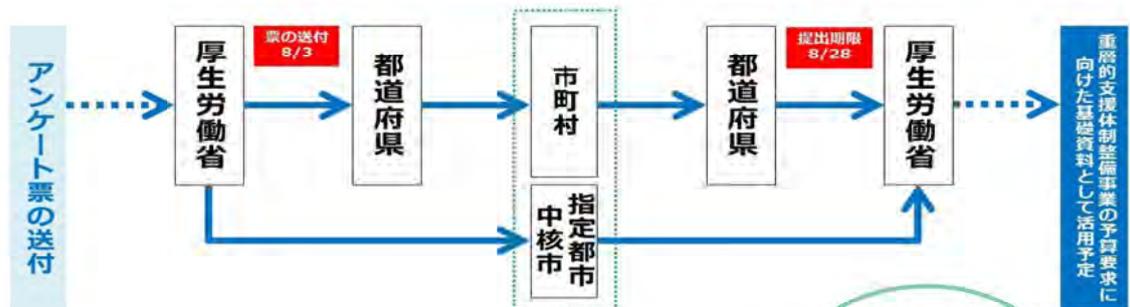
予算所管	項	目	補助金等名称	負担率・補助率				重層的支援体制整備事業において実施する事業	事業担当部署		
				国	都道府県	市町村	その他				
厚生労働省	高齢者日常生活支援等推進費	地域支援事業交付金	地域支援事業交付金	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料) 27/100 (2号保険料)	一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業	若健局 認知症施策・地域介護推進課、老人保健課		
				38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)			包括的支援事業のうち、地域包括支援センターの運営	老健局 認知症施策・地域介護推進課
				38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)			生活支援体制整備事業	老健局 認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省	障害保健福祉費	地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業費等補助金	50/100以内	25/100以内	25/100	-	相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業+住宅入居等支援事業）	障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室		
				50/100以内	25/100以内	25/100	-	地域活動支援センター機能強化事業	障害保健福祉部 企画課自立支援総務室		
厚生労働省	生活保護等対策費補助金	生活困窮者自立相談支援事業費等補助金	生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金	3/4	実施主体 1/4		-	生活困窮者自立相談支援事業	社会・援護局 生活困窮者自立支援室		
				3/4	-	町村 1/4	-	福祉事務所未設置町村による相談事業	社会・援護局 生活困窮者自立支援室		
		1/2	実施主体 1/2		-	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	社会・援護局 地域福祉課				
		重層的支援体制整備事業交付金	重層的支援体制整備事業交付金	予算編成過程において調整		-	多機関協働事業 参加支援事業 アウトリーチ等継続的支援事業	社会・援護局 地域福祉課			
内閣府	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	子ども・子育て支援交付金	子ども・子育て支援交付金	1/3	1/3	1/3	-	利用者支援事業	内閣府 子ども・子育て本部 参事官（子ども・子育て支援担当）付 厚生労働省 子ども家庭局 保育課 子育て支援課 母子保健課		
				1/3	1/3	1/3	-	地域子育て支援拠点事業	内閣府 子ども・子育て本部 参事官（子ども・子育て支援担当）付 厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課		

70

## 厚生労働省内の予算の組み方③-1

- 重層的支援体制整備事業交付金の予算要求に必要な情報を得るため、各市町村にアンケートを実施（8月実施済み）
- 各市町村に、「令和3年度における重層的支援体制整備事業の実施有無」「各分野における既存事業の所要見込額」など必要な情報を聞き取るとともに、各市町村の検討状況を把握

## 所要見込額等アンケート票提出までの流れ



### アンケート票の作成について

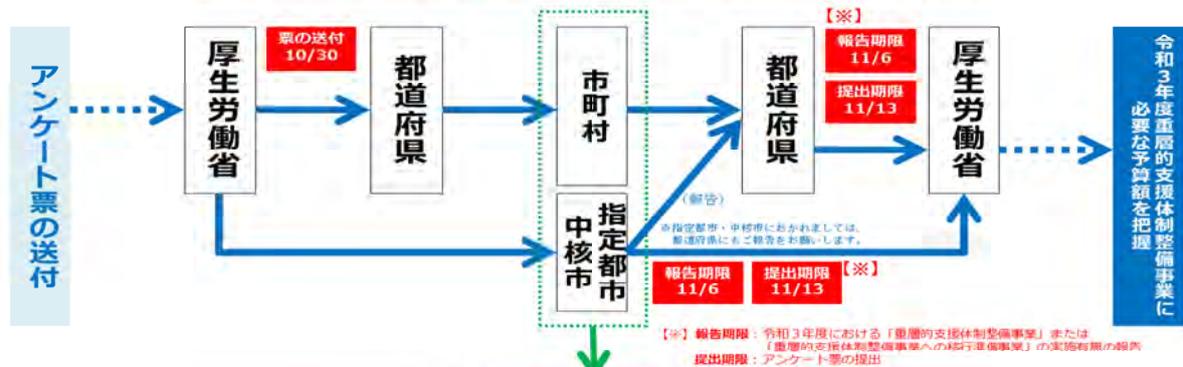
- 本アンケートは、令和3年4月から施行される重層的支援体制整備事業（新事業）の予算要求に向けた基礎資料を作成するために必要なものとなりますので、お手数ですが、ご協力のほど何卒よろしくお願い致します。
- 都道府県担当者の皆さまへ  
本アンケート票の管内市町村への配布をお願いします。市町村が記入した後は票を回収し、厚生労働省まで送付いただきますようお願いいたします。また、庁内各分野（右表参照）の関係部署にも情報共有をお願いします。
- 市町村（指定都市・中核市含む）担当者の皆さまへ  
アンケートでは、新事業に含まれる既存事業（右表参照）の事業費実績や今後の所要見込額等を確認いたします。各事業の担当部署にご確認いただき、数値等の入力をお願いいたします。  
アンケート票の記入要領は、記入用ファイル（エクセル）に記載しています。数値入力の際は必ず記入要領をご確認いただきますようお願いいたします。
- 対象事業  
○ 介護分野（地域支援事業交付金）  
・ 一般介護予防事業（うち、地域介護予防活動支援事業）  
・ 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）  
・ 生活支援体制整備事業  
○ 障害分野（地域生活支援事業費等補助金）  
・ 相談支援事業  
・ 地域活動支援センター機能強化事業  
○ 子ども・子育て分野（子ども・子育て支援交付金）  
・ 利用者支援事業  
・ 地域子育て支援拠点事業  
○ 生活困窮分野  
・ 生活困窮者自立相談支援事業（※1）※2  
・ 福祉事務所未設置町村による相談事業（※2）  
・ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（※2）

71

## 厚生労働省内の予算の組み方③-2

- 国の予算要求額を確定させるため、都道府県、市町村に最終アンケートを実施（10月実施済み）  
（各都道府県、各市町村における予算要求の状況等を確認）

## 所要見込額等アンケート票提出までの流れ



### アンケート票の作成について

- 本アンケートは、令和3年4月から施行される**重層的支援体制整備事業（新事業）に必要な予算額を把握するために極めて重要なもの**になりますので、お手数ですが、ご協力のほど何卒よろしく申し上げます。
  - **都道府県担当者の方へ**  
アンケート票の管内市町村への配布をお願いします。市町村が記入した後は票を回収し、厚生労働省まで送付いただきますようお願いいたします。また、庁内各分野（右表参照）の関係部署への情報共有をお願いします。
  - **市町村（指定都市・中核市含む）担当者の方へ**  
アンケートでは、新事業に含まれる既存事業（右表参照）の所要見込額等を確認いたします。各事業の担当部署にご確認いただき、数値等の入力をお願いいたします。  
アンケート票の記入要領は、記入用ファイル（エクセル）に記載しています。数値入力の際は必ず記入要領をご確認いただきますようお願いいたします。
- （対象事業）**
- **介護分野**（地域支援事業交付金）
    - ・一般介護予防事業（うち、地域介護予防活動支援事業）
    - ・包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
    - ・生活支援体制整備事業
  - **障害分野**（地域生活支援事業費等補助金）
    - ・相談支援事業
    - ・地域活動支援センター機能強化事業
  - **子ども・子育て分野**（子ども・子育て支援交付金）
    - ・利用者支援事業（基本型、母子保健型、特定型）
    - ・地域子育て支援拠点事業
  - **生活困窮分野**
    - ・生活困窮者自立相談支援事業（※1）※2
    - ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
    - ・福祉事務所未設置町村による相談事業（※2）
    - ・地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（※2）

72

## 厚生労働省内の予算の組み方④

- 重層的支援体制整備事業の予算要求の進め方について、省内の各事業担当部署や会計課と共有・認識を合わせ、適宜、会計課から助言を得ながら要求作業を進める
- 省内関係者のほか、関係省庁との調整を踏まえ、重層的支援体制整備事業の財政スキームを整理  
⇒今後、省内関係部局の項に、新たに、共通の目「重層的支援体制整備事業交付金」を立てる予定  
⇒また、重層的支援体制整備事業交付金に必要な財源を、既存事業の目から、新目「重層的支援体制整備事業交付金」に移して予算をセットする予定

## 重層的支援体制整備事業交付金の財政スキームのイメージ（介護分野）

予算所管	項	目	補助金等名称	負担率・補助率				重層的支援体制整備事業において実施する事業	事業担当部署
				国	都道府県	市町村	その他		
厚生労働省	高齢者日常生活支援等推進費	地域支援事業交付金	地域支援事業交付金	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100（1号保険料） 27/100（2号保険料）		
				38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100（1号保険料）		
				38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100（1号保険料）		
		重層的支援体制整備事業交付金	重層的支援体制整備事業交付金	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100（1号保険料） 27/100（2号保険料）	一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業	老健局 認知症施策・地域介護推進課、老人保健課
				38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100（1号保険料）	包括的支援事業のうち、地域包括支援センターの運営分	老健局 認知症施策・地域介護推進課
				38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100（1号保険料）	生活支援体制整備事業	老健局 認知症施策・地域介護推進課

※重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、これまで地域支援事業交付金として交付を受けていた

- ・一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業
- ・包括的支援事業のうち、地域包括支援センターの運営分
- ・生活支援体制整備事業

の3事業については、重層的支援体制整備事業交付金として交付を受けることになる

※都道府県は、管内に重層的支援体制整備事業を実施する市町村が存在する場合は、上記の取扱いとなることに留意し、重層的支援体制整備事業交付金に必要な財源確保に向けた対応をすること

73

## 重層的支援体制整備事業交付金の財政スキームのイメージ (障害分野)

予算所管	項	目	補助金等名称	負担率・補助率				重層的支援体制整備事業において実施する事業	事業担当部署		
				国	都道府県	市町村	その他				
厚生労働省	障害保健福祉費	地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業費等補助金	50/100以内	25/100以内	25/100	-	相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業+住宅入居等支援事業）	障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室		
				50/100以内	25/100以内	25/100	-				
		重層的支援体制整備事業交付金	重層的支援体制整備事業交付金	50/100以内	25/100以内	25/100	-			地域活動支援センター機能強化事業	障害保健福祉部 企画課自立支援総務室
				50/100以内	25/100以内	25/100	-				

※重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、これまで地域生活支援事業費等補助金として交付を受けていた

- ・ 相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業+住宅入居等支援事業）
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業

の2事業については、重層的支援体制整備事業交付金として交付を受けることになる

※都道府県は、管内に重層的支援体制整備事業を実施する市町村が存在する場合は、上記の取扱いとなることに留意し、重層的支援体制整備事業交付金に必要な財源確保に向けた対応をすること

## 重層的支援体制整備事業交付金の財政スキームのイメージ (子ども・子育て分野)

予算所管	項	目	補助金等名称	負担率・補助率				重層的支援体制整備事業において実施する事業	事業担当部署
				国	都道府県	市町村	その他		
内閣府	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て自立支援事業費	子ども・子育て支援交付金	子ども・子育て支援交付金	1/3	1/3	1/3	-		
				1/3	1/3	1/3	-		
厚生労働省	(今後、調整)	重層的支援体制整備事業交付金	重層的支援体制整備事業交付金	1/3	1/3	1/3	-	利用者支援事業	厚生労働省 子ども家庭局 保育課 子育て支援課 母子保健課  内閣府 子ども・子育て本部 参事官（子ども・子育て支援担当） 付
				1/3	1/3	1/3	-		

※重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、これまで内閣府計上の子ども・子育て支援交付金として交付を受けていた

- ・ 利用者支援事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業

の2事業については、厚生労働省計上の重層的支援体制整備事業交付金として交付を受けることになる

※都道府県は、管内に重層的支援体制整備事業を実施する市町村が存在する場合は、上記の取扱いとなることに留意し、重層的支援体制整備事業交付金に必要な財源確保に向けた対応をすること

## 重層的支援体制整備事業交付金の財政スキームのイメージ (生活困窮分野)

予算 所管	項	目	補助金等 名称	負担率・補助率				重層的支援体制整備事業に おいて実施する事業	事業担当部署
				国	都道府県	市町村	その他		
厚生 労働省	生活保護等 対策費 補助金	生活困窮者 自立相談支援 事業費等負担金	生活困窮者 自立相談支援 事業費国庫負担金	3/4	実施主体 1/4		-		
		生活困窮者 就労準備支援 事業費等補助金	生活困窮者 就労準備支援 事業費等補助金	3/4	-	町村 1/4	-		
		重層的支援体制整 備事業交付金	重層的支援体制 整備事業交付金	1/2	実施主体 1/2		-		
				3/4	実施主体 1/4		-	生活困窮者 自立相談支援事業	社会・援護局 生活困窮者自立支援室
				3/4	-	町村 1/4	-	福祉事務所未設置町村 による相談事業	社会・援護局 生活困窮者自立支援室
				1/2	実施主体 1/2		-	地域における生活困窮者支援等 のための共助の基盤づくり事業	社会・援護局 地域福祉課
		予算編成過程において調整				-	多機関協働事業 参加支援事業 アウトリーチ等継続的支援事業	社会・援護局 地域福祉課	

※重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、  
これまで生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金として交付を受けていた  
・生活困窮者自立相談支援事業  
また、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金として交付を受けていた  
・福祉事務所未設置市町村による相談事業  
・地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業  
の3事業については、重層的支援体制整備事業交付金として交付を受けることになる  
※都道府県は、管内に重層的支援体制整備事業を実施する市町村が存在する場合は、上記の取扱いとなることに留意し、  
重層的支援体制整備事業交付金に必要な財源確保に向けた対応をすること

### 厚生労働省内の予算の組み方⑤

- 「重層的支援体制整備事業交付金」の財政スキームを以下のとおり整理
- 共通の目「重層的支援体制整備事業交付金」含まれる各事業の財源を一体的に交付する

予算 所管	項	目	補助金等 名称	負担率・補助率				重層的支援体制整備事業に おいて実施する事業	事業担当部署
				国	都道府県	市町村	その他		
厚生 労働省	高齢者日常 生活支援 等推進費	重層的支援体制整 備事業交付金	重層的支援体制 整備事業交付金	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料) 27/100 (2号保険料)	一般介護予防事業のうち、 地域包括介護予防活動支援事業	老健局 認知症施策・地域介護推進課、 老人保健課
				38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)	包括的支援事業のうち、 地域包括支援センターの運営分	老健局 認知症施策・地域介護推進課
				38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)	生活支援体制整備事業	老健局 認知症施策・地域介護推進課
	障害保健 福祉費	重層的支援体制整 備事業交付金	重層的支援体制 整備事業交付金	50/100 以内	25/100 以内	25/100	-	相談支援事業（基幹相談支援センター等機 能強化事業+住宅入居等支援事業）	障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室
				50/100 以内	25/100 以内	25/100	-	地域活動支援センター 機能強化事業	障害保健福祉部 企画課自立支援協働室
	(今後、 調整)	重層的支援体制整 備事業交付金	重層的支援体制 整備事業交付金	1/3	1/3	1/3	-	利用者支援事業	厚生労働省 子ども家庭局 保育課 子育て支援課 母子保健課
				1/3	1/3	1/3	-	地域子育て支援拠点事業	内閣府 子ども・子育て本部 参事官(子ども・子育て支援担当) 村
	生活保護等 対策費 補助金	重層的支援体制整 備事業交付金	重層的支援体制 整備事業交付金	3/4	実施主体 1/4		-	生活困窮者 自立相談支援事業	社会・援護局 生活困窮者自立支援室
				3/4	-	町村 1/4	-	福祉事務所未設置町村 による相談事業	社会・援護局 生活困窮者自立支援室
				1/2	実施主体 1/2		-	地域における生活困窮者支援等 のための共助の基盤づくり事業	社会・援護局 地域福祉課
予算編成過程において調整				-	多機関協働事業 参加支援事業 アウトリーチ等継続的支援事業	社会・援護局 地域福祉課			

※重層的支援体制整備事業交付金のとりまとめは社会・援護局地域福祉課において担当

# 参考資料③自治体予算の整理イメージ (歳入・歳出科目)

- 本イメージは、重層的支援体制整備事業を実施する場合の歳入・歳出科目の設定イメージ (A案・B案) をお示しするものです。
  - なお、歳入歳出予算科目の設定は各自治体に裁量があるため、本イメージはあくまでも一例であり、A案又はB案のとおり整理する必要がありますというものではありません。
  - 具体的な予算科目の設定は、各自治体の財政当局・各所管課と調整しながら進めてください。
- ※ 関連予算部分の抜粋であり、名称等は全て仮のものです。

## 市区町村 予算整理案 (歳入 A案)

一般会計【歳入】 ※◎新規科目

款	項	目	節	細 節	所 管 課 (例)
国庫支出金	国庫負担金	民生費国庫負担金	社会福祉費負担金	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 ◎重層的支援体制整備事業交付金 ●生活困窮者自立相談支援事業 分	困窮分野所管課
			老人福祉費負担金	◎重層的支援体制整備事業交付金 ●一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業分)・ 包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営分)・ 生活支援体制整備事業 分	介護分野所管課
			社会福祉費補助金	生活困窮者自立支援事業補助金 ◎重層的支援体制整備事業交付金 ●新機能 分 ●地域における生活困窮者支援等のための 共助の基盤づくり事業 分	新機能所管課 困窮分野所管課
	国庫補助金	民生費国庫補助金	障害者福祉費補助金	地域生活支援事業補助金 ◎重層的支援体制整備事業交付金 ●相談支援事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業+ 住宅入居等支援事業)・地域活動支援センター機能強化 事業 分	障害分野所管課
			児童福祉費補助金	子ども・子育て支援交付金 ◎重層的支援体制整備事業交付金 ●利用者支援事業【基本型・特定型・母子保健型】・ 地域子育て支援拠点事業 分	子ども分野所管課
			老人福祉費負担金	◎重層的支援体制整備事業交付金 ●一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業分)・ 包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営分)・ 生活支援体制整備事業 分	介護分野所管課
県支出金	県負担金	民生費県負担金	障害者福祉費補助金	地域生活支援事業補助金 ◎重層的支援体制整備事業交付金 ●相談支援事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業+ 住宅入居等支援事業)・地域活動支援センター機能強化 事業 分	障害分野所管課
			児童福祉費補助金	子ども・子育て支援交付金 ◎重層的支援体制整備事業交付金 ●利用者支援事業【基本型・特定型・母子保健型】・ 地域子育て支援拠点事業 分	子ども分野所管課
	県補助金	民生費県補助金	介護保険特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金 ◎重層的支援体制整備事業繰入金	介護分野所管課
繰入金	特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金 ◎重層的支援体制整備事業繰入金	介護分野所管課

## 市区町村 予算整理案（歳出 A案）

一般会計【歳出】 ※○新規科目 ▲組替前科目

款	項	目	大 事 業	中 事 業	所 管 課 (例)
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	生活困窮者自立支援事業	▲自立相談支援業務（困窮・相談）	新機能所管課 困窮分野所管課
			共助の基盤づくり事業	▲共助の基盤づくり業務（困窮・地域づくり）	
			地域共生社会推進事業	▲地域づくり業務（モデル事業） ▲多機関協働業務（モデル事業） ▲参加支援業務（モデル事業）	
			○重層的支援体制整備事業	○自立相談支援業務（困窮・相談） ○共助の基盤づくり業務（困窮・地域づくり） ○参加支援業務（新機能） ○アウトリーチ業務（新機能） ○多機関協働業務（新機能）	
	障害者福祉費	地域生活支援事業	▲相談支援業務（障害・相談） ▲地域活動支援センター等業務（障害・地域づくり）	障害分野所管課	
			○重層的支援体制整備事業		○相談支援業務（障害・相談） ○地域活動支援センター等業務（障害・地域づくり）
	老人福祉費	○重層的支援体制整備事業	○地域介護予防活動支援業務（介護・地域づくり） ○地域包括支援センター業務（介護・相談） ○生活支援体制整備業務（介護・地域づくり）	介護分野所管課	
			○重層的支援体制整備事業		○利用者支援業務【基本型】（子ども・相談） ○利用者支援業務【特定型】（子ども・相談） ○利用者支援業務【母子保健型】（子ども・相談） ○地域子育て支援拠点業務（子ども・地域づくり）
児童福祉費	児童福祉総務費	地域子ども・子育て支援事業	▲利用者支援業務【基本型】（子ども・相談） ▲利用者支援業務【特定型】（子ども・相談） ▲利用者支援業務【母子保健型】（子ども・相談） ▲地域子育て支援拠点業務（子ども・地域づくり）	子ども分野所管課	
		○重層的支援体制整備事業	○利用者支援業務【基本型】（子ども・相談） ○利用者支援業務【特定型】（子ども・相談） ○利用者支援業務【母子保健型】（子ども・相談） ○地域子育て支援拠点業務（子ども・地域づくり）		

○Aの歳出案では、それぞれの【目】の【大  
事業】に「重層的支援体制整備事業」を新設し、【中事業】に「新機能分及び既存分の歳  
出事業」を新設している。

## 市区町村 予算整理案（歳入 B案）

一般会計【歳入】 ※○新規科目

款	項	目	節	細 節	所 管 課 (例)	
国庫支出金	国庫負担金	民生費国庫負担金	社会福祉費負担金	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 ○重層的支援体制整備事業交付金 ●生活困窮者自立相談支援事業 分 ●一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業分）： 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営分）： 生活支援体制整備事業 分	困窮分野所管課 介護分野所管課	
			社会福祉費補助金	生活困窮者自立支援事業補助金 ○重層的支援体制整備事業交付金 ●新機能 分 ●地域における生活困窮者支援等のための 共助の基盤づくり事業 分 ●相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業＋ 住宅入居等支援事業）・地域活動支援センター機能強化 事業 分 ●利用者支援事業【基本型・特定型・母子保健型】・ 地域子育て支援拠点事業 分		
			障害者福祉費補助金	地域生活支援事業補助金		障害分野所管課
	国庫補助金	民生費国庫補助金	社会福祉費補助金	子ども・子育て支援交付金	子ども分野所管課	
			障害者福祉費補助金	地域生活支援事業補助金		障害分野所管課
			児童福祉費補助金	子ども・子育て支援交付金		子ども分野所管課
県支出金	県負担金	民生費県負担金	社会福祉費負担金	○重層的支援体制整備事業交付金 ●一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業分）： 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営分）： 生活支援体制整備事業 分	介護分野所管課	
			社会福祉費補助金	○重層的支援体制整備事業交付金 ●相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業＋ 住宅入居等支援事業）・地域活動支援センター機能強化 事業 分 ●利用者支援事業【基本型・特定型・母子保健型】・ 地域子育て支援拠点事業 分		障害分野所管課 子ども分野所管課
			障害者福祉費補助金	地域生活支援事業補助金		
	県補助金	民生費県補助金	社会福祉費補助金	子ども・子育て支援交付金	子ども分野所管課	
			障害者福祉費補助金	地域生活支援事業補助金		障害分野所管課
			児童福祉費補助金	子ども・子育て支援交付金		子ども分野所管課
繰入金	特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金 ○重層的支援体制整備事業繰入金	介護分野所管課	

○国庫支出金、県支出金ともに【負担金】と【補助金】それぞれで受け入れているが、義務的経費と裁量的経費が一体となった交付金という観点から、【補助金】のみの科目設定として受け入れることも想定される。

○Bの歳入案では、国庫支出金・県支出金ともに、一つの【節】（社会福祉費）に【細節】として「重層的支援体制整備事業交付金」を新設し、「新機能分及び既存分の国庫支出」を受け入れている。

## 市区町村 予算整理案（歳入 B案）

一般会計【歳出】 ※○新規科目 ▲組替前科目

款	項	目	大 事 業	中 事 業	所 管 課 (例)
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	生活困窮者自立支援事業	▲目立相談支援業務（困窮・相談）	新機能所管課 困窮分野所管課 障害分野所管課 介護分野所管課 子ども分野所管課
			共助の基盤づくり事業	▲共助の基盤づくり業務（困窮・地域づくり）	
			地域共生社会推進事業	▲地域づくり業務（モデル事業） ▲多機関協働業務（モデル事業） ▲参加支援業務（モデル事業）	
			○重層的支援体制整備事業	○参加支援業務（新機能） ○アウトリーチ業務（新機能） ○多機関協働業務（新機能） ○自立相談支援業務（困窮・相談） ○共助の基盤づくり業務（困窮・地域づくり） ○相談支援業務（障害・相談） ○地域活動支援センター等業務（障害・地域づくり） ○地域介護予防活動支援業務（介護・地域づくり） ○地域包括支援センター業務（介護・相談） ○生活支援体制整備業務（介護・地域づくり） ○利用者支援業務【基本型】（子ども・相談） ○利用者支援業務【特定型】（子ども・相談） ○利用者支援業務【母子保健型】（子ども・相談） ○地域子育て支援拠点業務（子ども・地域づくり）	
	障害者福祉費	地域生活支援事業	▲相談支援業務（障害・相談） ▲地域活動支援センター等業務（障害・地域づくり）	障害分野所管課	
	児童福祉費	児童福祉総務費	地域子ども・子育て支援事業	▲利用者支援業務【基本型】（子ども・相談） ▲利用者支援業務【特定型】（子ども・相談） ▲利用者支援業務【母子保健型】（子ども・相談） ▲地域子育て支援拠点業務（子ども・地域づくり）	子ども分野所管課

○Bの歳出案では、一つの【目】（社会福祉総務費）の【大 事 業】に「重層的支援体制整備事業」を新設し、【中 事 業】に「新機能分及び既存分の歳出事業」を新設している。

## 市区町村 予算整理案（A案・B案共通）

介護保険特別会計【歳入】

款	項	目	節	細 節	所 管 課 (例)
介護保険料	介護保険料	第1号被保険者保険料	現年度分	介護保険料現年度分	介護分野所管課
			過年度分	介護保険料過年度分	
国庫支出金	国庫補助金	地域支援事業交付金	現年度分	介護予防事業費交付金 包括的支援事業・任意事業費交付金	介護分野所管課
支払基金交付金	支払基金交付金	地域支援事業支援交付金	現年度分	地域支援事業支援交付金	
県支出金	県補助金	地域支援事業交付金	現年度分	介護予防事業費交付金 包括的支援事業・任意事業費交付金	
繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金	地域支援事業繰入金	介護予防事業費繰入金 包括的支援事業・任意事業費繰入金	

介護保険特別会計【歳出】 ※○新規科目 ▲組替前科目

款	項	目	大 事 業	中 事 業	所 管 課 (例)
地域支援事業費	一般介護予防事業費	一般介護予防事業費	▲地域介護予防活動支援業務（介護・地域づくり）	-	介護分野所管課
		包括的支援事業・任意事業費	▲地域包括支援センター業務（介護・相談）	-	
		生活支援体制整備事業費	▲生活支援体制整備業務（介護・地域づくり）	-	
諸支出金	繰出金	他会計繰出金	繰出金	一般会計繰出金	介護分野所管課
				○重層的支援体制整備事業繰出金	

## 参考資料④

### ◆改正社会福祉法(令和3年4月1日施行) 条文解説(抜粋)

### ◆施行に向けたスケジュール

84

#### 改正社会福祉法(第4条) [令和3年4月施行]

##### ○地域福祉推進の理念

※下線部は、今回の改正・新設部分

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立 その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

○地域共生社会の実現に向けた新たな法定事業となる重層的支援体制整備事業(新設第106条の4)を創設することを契機とし、福祉関係分野の上位法である社会福祉法において、地域福祉を推進する際の目指すべき社会像(理念)として、「地域住民が互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会」を規定する。

85

※下線部は、今回の改正・新設部分

## ○ 国、地方自治体の責務

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

## 第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において重層的支援体制整備事業（第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。**（新設）**

- 国及び地方公共団体の責務である地域福祉の推進のための措置として、包括的な支援体制の整備を明示するとともに、当該体制の整備に当たって、保健医療、労働、教育、住まい、地域経済など地域再生など地域における多様な関係者との連携を意識する必要性を規定
- 重層的支援体制整備事業など各市町村における包括的な支援体制の整備に向けた取り組みが適正・円滑に行われるよう、国・都道府県による助言など後方支援の責務を規定

## ○重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業

※条全体が今回新設

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

## 改正社会福祉法（第106条の4）② 【令和3年4月施行予定】

新  
参加  
支援

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

地域  
づくり  
に向け  
た支  
援

### 3つの支援の関係性（①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援）

○①から③の事業については、相互に関連して地域住民を支える重層的なセーフティネットとして効果を有する。例えば、

- ・①と③については、地域住民同士の交流の促進により、個人・その世帯や地域が抱える課題に対する住民の気づきが生まれ、相談支援へ早期に繋がりがやすくなる
- ・①と②・③については、相談支援で浮かび上がった個人のニーズに対して、②・③において開拓された地域資源によって多様な支援が可能となる

## 改正社会福祉法（第106条の4）③ 【令和3年4月施行予定】

新  
アウトリーチ等  
を通じた継続的  
支援

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で、相談に応ずること、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を行うことその他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

新  
多機関協働

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

新  
支援プラン  
の作成

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3～5 （略）

### 106条の3と106条の4の関係性

- 106条の3は、全ての市町村に対し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を努力義務として規定するものであり、その具体化は地域共生のモデル事業や各法を根拠とした事業間の連携を通じた市町村の創意工夫により図られている。
- 対して新設する106条の4は、106条の3の包括的な支援体制整備の具体化のための新たな手法として、第1号から第5号までの機能を一体的に備える法定事業を定義するものであり、続く106条の8及び106条の9において、介護、障害、子ども、生活困窮の分野からの財源拠出等の財政支援を定め、当該事業の実施を促進している。

## ○地域福祉計画の記載事項

※下線部は、今回の改正・新設部分

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※都道府県地域福祉支援計画（第108条）についても基本的に同様の改正

○国及び地方自治体の責務（第6条第2項）の改正にも表れているように、各市町村において包括的な支援体制の整備に向けた議論と取組を一層進めるため、地域福祉計画の記載事項とする。